

図書館 雑誌 2024(7) Vol.118 No.7

●編集委員会

〈委員長〉

松本哲郎（市原市立中央図書館）

〈委員〉

青柳英治（明治大学文学部）

岩永知子（相模原市議会局）

宇野亮一（国立国会図書館）

中村保彦（元文教大学図書館）

長谷川優子（元埼玉県立図書館）

宮原柔太郎（日本体育大学図書館）

米山 薫（多摩市立図書館）

鷺山香織（福井県教育庁）

*

●事務局スタッフ

秦 秀文・川下美佐子・星川智隆

●今月の表紙

東京大学総合図書館所蔵

「庚申年富士山参詣群衆之図」（部分）

一崎芳藤画

1860（万延元）年

〈東京大学デジタルアーカイブ〉



VOL.118 NO.7 CONTENTS

窓●みんな、いっしょだよ（その二）——棟田聖子 372

こらむ図書館の自由●

身近な場所を知る自由を——天谷真彦 375

●NEWS——373

告知板 … 374／新聞切抜帳 … 377

●新館紹介——379

* * *

【特集】

図書館の話題アラカルト

カスハラ対策・感情労働者保護を目的に韓国国立中央図書館が策定した

『図書館利用者対応業務マニュアル』——武田和也 380

官報電子化について－電子官報の閲覧制度と図書館との関わり

——田中裕太郎 383

エフェメラと図書館－あるいは、日々は如何にして歴史のページに繰り入れ

られるか——北村智仁 386

デジタルアーカイブ「自由学園100年+」の構築と活用－自組織への興味を

深めるツールとして——菅原然子 388

世界に一冊だけのみりよく本を創ろう！－小学生と大学生の協働・

普通寺市みりよく本づくりプロジェクト

——普通寺市みりよく本づくりプロジェクト実行委員会

（普通寺市・国立大学法人香川大学・丸善雄松堂株式会社） 390

「図書館に泊まろう！」実施報告－普段とは違った図書館を味わって

——生武 崇・齋藤森都 392

備前市「まちじゅうどこでも図書館」事業－あなたも図書館オーナーに

なってみませんか——小橋智裕 395

知のバトンをつなぐために－公益財団法人江^{こはく}北図書館の取り組み

——久保寺容子 398

* * *

霞が関だより●第248回

令和5年度子供の読書活動の推進等に関する調査研究（読書活動の推進

に携わる人材の育成に関する実態調査）——文部科学省 401

れふあれんす三題噺●連載その三百十一／調布市立中央図書館の巻

調布市立中央図書館のレファレンス事例 ————— 返田玲子 406

図書館員のおすすめ本●㊹

無人島、研究と冒険、半分半分。————— 木村正人 408

老舗書店「有隣堂」が作る企業 YouTube の世界 ————— 山田恵子 408

世にもあいまいなことばの秘密 ————— 神原陽子 409

今日拾った言葉たち ————— 萩 礼子 409

北から南から●

設置者から図書館の廃止を提案されたら－地域図書館活動における学びと協働

————— 天谷真彰 410

愛知県立高校への学校司書配置の問題点 ————— 杉浦良二 412

* * *

●The Library Journal, July 2024

Special feature: À la Carte Library Topics

Manual for operations in responding to library users, formulated by the National Library of Korea, to combat customer abuse of employees and protect emotional employees (TAKEDA Kazuya) 380*Digital Official Gazettes – System for access to the digital Official Gazettes and its relation to libraries* (TANAKA Yutaro) 383*Ephemera and libraries – Or, how everyday life is rolled into the pages of history* (KITAMURA Tomohito) 386*Creation and use of Jiyou Gakuen 100 Years + digital archive, a tool for deepening interest in one's own organization* (SUGAWARA Noriko) 388*Let's make a unique book about the attractions of Zentsuji City! – Book making project in Zentsuji City, a collaboration between elementary school students and university students*

(Zentsuji City, Kagawa University, Maruzen-Yushodo Co., Ltd.) 390

"Let's Stay at the Library!": Event for a different kind of library experience

(IKUTAKE Takashi and SAITO Morito) 392

"City Anywhere Library" project in Bizen City – Why don't you become a library owner? (KOBASHI Tomohiro) 395*Passing on the baton of knowledge – Initiatives of Kohoku Library*

(KUBODERA Hiroko) 398

●協会通信 ————— 415

常任理事会 415

事務局カレンダー 419

●編集手帳 ————— 420

*「ウチの図書館お宝紹介!」「小規模図書館奮戦記」は休載させていただきました。

●図書館雑誌 8月号予告 ————— 420

●発行者

公益社団法人日本図書館協会©2024

〒104-0033 東京都中央区新川1-11-14

電 話 (03)3523-0811 〈代表〉

直 通 (03)3523-0816 〈編集部〉

F A X (03)3523-0841 〈代表〉

〈日図協ホームページ URL〉

<https://www.jla.or.jp>

〈JLA メールマガジン申込先アドレス〉

mailmaga@jla.or.jp

*本文は中性紙（冷水抽出 pH8.1）を使用



みんな、いっしょだよ (その二)

棟田聖子

令和四年八月に産声をあげた「市町村と県による協働電子図書館（愛称…デジとしよ信州）」は、長野県内全七十七市町村と県が主体となった協働事業です。

改元後まもなく発生した新型コロナウイルス感染症は、緊急事態宣言およびまん延防止等重点措置の発出に伴う外出自粛要請・公共施設の使用制限などにより日本中を混乱に陥れました。長野県の図書館もその例に漏れず、令和二年四月には県内図書館のおよそ七割が休館という事態になりました。その前年度には台風による水害で長期休館を余儀なくされた市立図書館もありました。また、読書バリアフリー法の施行や学校教育の情報化（GIGAスクール構想）など、社会全体として向き合わなければならない大きな課題や流れの中、感染症や災害に影響されにくく、提供する情報資源のあり方を社会状況の変化に対応させていき、一人ひとりの「知りたい・読みたい」に応えることができる電子図書館は、持続可能な図書館サービスとして有効だと考えられました。

とはいえ、皆さんご承知の通り小規模自治体が多い山国信州です。令和三年一月のアンケートで

は、各館単独での電子図書館サービス導入には予算確保や運営の懸念など課題が多く、市町村を越えた連携への期待が大きいことが明らかになりました。そこで同年八月、市町村と県でワーキンググループを設置して、五十回以上のオンラインミーティングを重ね「県の事業に市町村が乗る形ではなく、個々の市町村自身が責任を持ち、主体となって取り組み協働する」スキームを定めました。翌年からは「市町村と県による協働電子図書館運営委員会」を組織し準備を進め、長野県民は「それでも、いつでも、どこからでも」利用できる電子図書館として運用を開始して現在に至ります。

この夏、三年目の事業年度を迎えるデジとしよ信州。持続・発展していくためには多岐にわたる課題が山積しています。また、全県で一つの電子図書館を運営していく点については、さまざまな立場からのご意見もあると思いますが、出版・流通に関わるすべての皆さんに利がある仕組みを今後も研究していきたいと考えています。

ここでもやはりトットちゃんが通ったトモエ学園の小林校長先生の口ぐせが。「みんな、いっしょだよ」

（むねだ せいこ／長野県松川村図書館）

NEWS

▶2024年度第1回代議員総会を開催

6月13日(木)、日本図書館協会研修室とWeb会議システムのバーチャル会議形式で、通算第1回(定時第1回)代議員総会を開催した。会場34名、オンライン11名の代議員が出席した。

総会では、定款の改正、代議員選挙規程の改正について、今後のスケジュール等進め方の確認がなされたほか、2023年度の決算が承認され、2023年度の事業、第110回全国図書館大会長崎大会について報告が行われた。また、欠員による理事、補欠理事について、次のとおり選出された(敬称略)。

公共図書館部会：田村俊作(石川県立図書館)、大学図書館部会：齋藤未夏(筑波大学附属図書館)

▶第40回日本図書館協会建築賞を決定

日本図書館協会は、以下の図書館に、第40回日本図書館協会建築賞を授与することを決定しました。

石川県立図書館(石川県)

選考経過と選評は『図書館雑誌』8月号にて公表します。

また、8月号巻頭綴込に第41回日本図書館協会建築賞の応募要項を掲載します。全国の図書館からの応募をご検討いただくとともに、優れた事例をご存じの方がおられましたら、推薦いただけますようお願いいたします。

なお、石川県立図書館は、2024年日本建築学会作品選奨にも選ばれました。作品選集掲載作品の中で特に優れた作品として評されています。図書館施設委員会ページ：<http://www.jla.or.jp/committees/shisetu/>

tabid/283/Default.aspx

▶図書館災害対策委員会の取り組みについて

図書館災害対策委員会では、1月1日に発生した能登半島地震の被災地に向けて実施した支援やその他の災害にかかわる活動を以下のとおり実施した(3月下旬から6月上旬まで)。

- (1) 日本図書館協会ホームページでの情報発信(随時更新)
- (2) 「令和6年能登半島地震で被災した図書館の手記について」の掲載
- (3) 北陸3県および新潟県との県立図書館とオンライン会議による情報交換(石川：2回、新潟および富山：1回、福井：1回)
- (4) 災害協定協力団体とのオンライン情報交換会の開催
- (5) 4月17日発生の愛媛・高知での地震に係る情報収集およびメッセージ発信
- (6) 昨年7月の大雨で被災し、2月から仮出張所でサービスを再開した田主丸図書館(福岡県久米市)への現地調査

なお、能登半島地震への現地調査を6月14日から15日にかけて行った。

▶日本医学図書館協会「医療・健康情報リスト」公開

日本医学図書館協会(JMLA)医療・健康情報委員会では「医療・健康情報リスト」のページを公開した。

市民の医療・健康情報ニーズの高まりとともに、患者図書室や公共図書館でも医療・健康情報に関するレファレンスが求められている。そうした図書館でのサービス支援の一助となること、また市民への情報提供を目指して「医療・健康情報リスト」が作成された。

各項目を開くと、日本医学図書館協会会員が作成した疾患ごとの情報リストが表示される。各情報リストは随時作成中で、今後コンテンツを増やし、適宜更新される予定である。

医療・健康情報リスト：<https://jmla1927.org/committee.php?q=13609>

また、同委員会が設けた「患者図書室おススメ資料紹介」のページでは、患者図書室支援の一環として、各館で所蔵している「おススメ資料」を紹介している。投稿を随時受け付けている。

患者図書室おススメ資料紹介：<http://s://jmla1927.org/committee.php?q=11009>

▶文部科学省「図書館・書店等連携実践事例集」を公開

文部科学省では、図書館と書店が連携して行う読書活動・行事や、連携した経営・運営等の優良事例を取りまとめた事例集を公開した。

文部科学省：https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/toshu/mext_00001.html

▶文字・活字文化推進機構、「読書バリアフリー体験セット」の貸し出し実施

文字・活字文化推進機構では、バリアフリー図書普及事業として、バリアフリー図書(大きな文字の本、点字つきさわる絵本、LLブック等)を20点以上取りそろえた「読書バリアフリー体験セット」を無料で貸し出している。

2024年度から、外国語をルーツとする方にも読みやすい図書、多言語電子絵本のマルチメディアデジター(CD)もセットに入っている。「日本語多読」シリーズの本も追加予定と

のことである。

対象：公共図書館、学校図書館

貸出費：無料（各種送料も無料です）

期間：最長4週間

詳細：<https://www.mojikatsuj.or.jp/news/2023/11/30/7574/>

▶SARLIB、特定図書館登録・利用報告受付を延期

一般社団法人図書館等公衆送信補償金管理協会（SARLIB）では、2024年6月頃をめどとして、特定図書館等の登録および利用報告等の受付を開始する予定だったが、システム開発が諸般の事情により遅延しており、予定時期に開始できないと発表した。

受付開始時期が確定でき次第、改めて案内がある予定とのことである。

▶東京農業大学学術情報課程と東京情報大学看護学部、2023年度の共同研究の一環として、動画「音読の効果」を製作

公共図書館等において、主として高齢者を対象とした音読会を実施される際に、導入部分として、参加者の方々に音読の効果をわかりやすく理解してもらうためとして製作された。東京農業大学のYouTubeチャンネルに登録されており、音読会を実施される際などに使用してほしいとのことである。

<https://www.youtube.com/watch?v=eGoTUKHKx80>

※YouTube画面において、動画画面の下段にある視聴回数下の説明文「本動画は…」の末尾「…もっと見る」をクリックすると、本動画の台詞と、注・出典情報を掲載している。

問合せ（どちらでも可）：東京農業大

学学術情報課程 E-mail：gakujo@nodai.ac.jp／東京情報大学ヘルスケア実践研究センター E-mail：chpr@ml.tuis.ac.jp

告知板

●ひと

<訃報>

●内野安彦（うちの やすひこ）氏

2024年6月10日逝去、享年67歳。
元塩尻市立図書館長。常磐大学、松本大学松商短期大学部非常勤講師。日本図書館協会会員。

1956年、茨城県鹿島町（現・鹿嶋市）生まれ。鹿嶋町（現・鹿嶋市）役場、鹿嶋市立図書館を経て塩尻市役所入庁。塩尻市立図書館の開館に尽力され、館長を務められた。

日本図書館協会では、認定司書事業委員会認定司書審査会で委員を務められた。

●つどい

■図書館の自由に関する宣言70周年記念講演会「憲法学者からみた『図書館の自由』」

1954年「図書館の自由に関する宣言」が採択されてから70周年を迎えました。気鋭の憲法学者のお話を伺い、表現の自由と検閲・信教の自由・教育の自由・プライバシー権など、憲法の保障する基本的人権と「図書館の自由」の関係を改めて見直し、これからの図書館と「図書館の自由」について考えましょう！

講師：木村草太（東京都立大学法学部教授）

日時：9月7日（土）14:00-16:15

（開場13:30）

会場：日本図書館協会研修室

定員：先着50名（対面のみ）

参加費：会員1,000円（税込）、非会員2,000円（税込）

当日会場でお支払いください。

申込方法：下記フォームからお申し込みください。

<https://forms.gle/cgdwxTX32DvMjt5F7>



申込締切：9月1日（日）

主催・問合せ先：日本図書館協会図書館の自由委員会 ☎03-3523-0811

E-mail：jiyu@jla.or.jp

参照URL：<https://www.jla.or.jp/committees/jiyu/tabid/1079/Default.aspx>

■図書館基礎講座2024 in 関西

雇用のかたちや仕事の内容、老若男女を問わず、図書館で働く人みんなのための講座です。図書館の理念や社会的役割など、公共図書館の現場に役立つ基礎知識を学びます。

主催：日本図書館協会図書館基礎講座関西地区実行委員会

日時：9月2日（月）・10月7日（月）
10:00-16:40

会場：綾部市図書館（京都府・JR綾部駅徒歩1分、駐車場あり）

内容：9月2日＝1（10:00-12:00）

図書館の基礎（相宗大督*：大阪市立城東図書館）、2（13:00-15:00）出版流通と資料選択（竹田芳則*：奈良大学）、特別講座1（15:10-16:40）“ほんでほんで”と笑顔あふれる温かみのある綾部市図書館（生駒彩子：綾部市図書館

◆ NEWS ◆

前館長) / 10月7日 = 3 (10:00-12:00) 図書館サービスの動向 (井辺裕二*: 和歌山県立図書館), 4 (13:00-15:00) 図書館の自由 (天谷真彦: 守山市図書館, 日本図書館協会図書館の自由委員会), 特別講座2 (15:10-16:40) これを知れば図書館はもっと楽しくなる (喜多由美子: 八尾市立山本図書館) *は日本図書館協会認定司書
資料費: 1科目500円 (税込, 特別講座は無料)

定員: 各日30名 (先着順受付)

申込方法: 1名前, 2所属, 3電話番号 (当日連絡可能なもの), 4受講希望科目を明記の上, Eメールで下記まで

申込先: E-mail: jlakiso@gmail.com

問合先: 日本図書館協会 星川・藤田・秦 ☎03-3523-0816

※最新情報はこちらをご覧ください。 <https://www.facebook.com/jlakisochoza/>

□日本図書館協会非正規雇用職員セミナー「上林さんに聞いてみよう! 共に語ろう!! 会計年度任用職員制度の今とこれから」

2020年度の制度導入から4年。公共図書館や学校図書館の現場を支える会計年度任用職員の雇用は、どのようになっているのか。『非正規公務員のリアル: 欺瞞の会計年度任用職員制度』(日本評論社, 2021年発行) など会計年度任用職員制度に関する著書が多い上林陽治教授の講演を聞き、みなさんと共に語りましょう。

会計年度任用職員で図書館に勤務している方はもちろん、他の職種の方、非正規公務員のみなさんや会計年度任用職員制度に関心のある方も、ぜひ

身近な場所に知る自由を

天谷真彦

2023年11月、守山市初となる地域館が「守山市立北部図書館」として開館した。公民館・支所との複合施設で、延べ床面積約300㎡、蔵書数27,000冊の小さな図書館だ。北部地域では、2014年から地区会館での予約図書受け渡しサービスを行ってきた。2015年策定の「守山市立図書館整備基本計画書」では、「北部地域および駅周辺へ図書館サービスを拡大するという方向性を出し (中略) 北部地域では公共施設を活用」するとしていた。2018年の本館改築と並行しながら議論を進め、住民の強い要望を受けて2020年の議会では、図書館法にもとづく図書館であることと司書を配置することを明らかにした。

開館後は、本館がある中心市街地から離れた北部地域の読書環境を整備し、幅広い層が交流し読書に親しめる施設となるよう取り組んでいる。

ところで近年、全国では施設の適正管理を理由に図書館を統廃合するニュースを見聞きする。地域館を閉鎖し、地区会館に図書コーナーを設けたり、予約本のサービスポイントに変更したりする事例があるようだ。統廃合にあたってはその代替案も含めて、地域住民と対話し理解を得ることが大切である。小・中学校の適正配置について文部科学省は、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を公表している。少子化を前提としながらも学校を地域コミュニティの核として捉えることで、統廃合だけでなく「地理的要因や地域事情による小規模校の存続」の可能性について示している。図書館も統廃合にあたっては、地域コミュニティにおける役割の重要性を考慮して検討する必要がある。そして、地域館が図書館としての役割を果たすためには司書の配置が不可欠である。

守山市の北部地域は、中心市街地に比べると人口は少ない。しかし、知る自由の平等な保障と地域コミュニティにおける役割を重視して地域館を設置し、司書を配置した。「図書館の自由に関する宣言」前文に「すべての国民は、図書館利用に公平な権利をもっており (中略) いかなる差別もあってはならない」とうたわれていることを肝に銘じ、厳しい時代にあっても図書館が身近にあることの意味について改めて考えながら、初めての複数館運営に向き合っていきたい。

(あまたに まさひこ: JLA 図書館の自由委員会, 守山市立図書館)

ひご参加ください。

実行委員会

主催: 公益社団法人日本図書館協会

日時: 9月9日(月) 13:00-16:00

九州地区非正規雇用職員セミナー

場所: 福岡県立図書館 地下1階レ

クチャールーム

内容：(1)講演「会計年度任用職員制度の今とこれから」(上林陽治：立教大学特任教授)，(2)事例発表(三つの自治体を予定)，(3)質問とトークタイム／講師や事例発表の人たちに聞こう！一緒に語ろう！！

参加費：500円

申込先：<https://forms.gle/aYeM3Zz3KCKDQMdM9>から申し込みフォームにて

問合先：日本図書館協会 星川 ☎
03-3523-0816 E-mail: kikaku@jla.or.jp

■第110回全国図書館大会長崎大会

期日：11月30日(土)～12月1日(日)

開催形式：オンライン形式(一部対面形式)

※一部対面形式で開催されるのは、全体会、公共図書館分科会、大学・短大・高専図書館分科会、学校図書館分科会

対面開催会場：全体会(長崎県庁会議室)、分科会＝公共図書館分科会および学校図書館分科会(長崎県庁会議室)、大学図書館分科会(長崎大学附属図書館中央図書館)

参加費：県外オンライン参加4,000

円、県外対面参加6,000円、県内参加は別料金

参照：<https://www.jla.or.jp/rally/tabid/400/Default.aspx>

●その他

◆第110回全国図書館大会長崎大会

参加申込について

長崎大会の参加申込については、宿泊プランのご案内はありません。「大会参加(オンライン／対面)」「懇親交流会」「弁当(昼食)」の申込み大会ウェブサイトから受付いたします。宿泊を伴うご参加の場合は、各自でご手配ください。お申込についての詳細は、本誌8月号級込「大会案内」、大会ウェブサイトをご覧ください。

全国図書館大会ページ：<https://www.jla.or.jp/rally/tabid/400/Default.aspx>

◆大阪府立中之島図書館所蔵資料の一部利用停止について

大阪府立中之島図書館では、新書庫工事に伴う書庫内資料の移転搬送作業のため、下記の期間中、一部を除き書庫内資料の利用が停止される。利用停止期間：7月1日(月)～10月

31日(木)

利用停止期間中の取扱業務：(1)期間中の協力貸出・予約・複写について、移転対象資料は受け付けない。(2)レファレンス依頼も、移転対象資料を利用する内容については受け付けない。

利用停止期間中も利用できる資料：

(1)閲覧室にある資料、(2)新聞、住宅地図、路線価等、(3)古典籍資料の一部

詳細HP：<https://www.library.pref.osaka.jp/?p=81378>

日本図書館協会への
ご寄附について

日本図書館協会では、図書館にかかわるさまざまな事業を展開しており、公益目的にかなう事業のさらなる充実を図り、21世紀のよりよい文化的社会を築いていくため、広く市民や会員の皆さまからのご寄附を受け付けております。なお、本法人への寄附金には特定公益法人としての税制上の優遇措置が適用され、所得税・法人税の控除が受けられます。

○寄附の種類

(1) 一般寄附金

・寄附の用途を指定しない寄附金です。

・寄附の50%以上を公益目的事業に使用します。

(2) 指定寄附金

・寄附の用途を指定する寄附金です。

・寄附者は寄附の用途を指定することができます。

※詳細は以下をご参照ください。

<https://www.jla.or.jp/jla/tabid/457/Default.aspx>

本誌での「日図協図書館新着案内」掲載の終了について

2024年5月号(6月号休載)を最後に、7月号から「日図協図書館新着案内」の掲載を終了します。今後は日図協図書館OPAC(<https://jla.opac.jp/opac/Top/>)において、新着情報を提供していきます。

日図協図書館OPACでは、現在、図書のみを公開していますが、逐次刊行物についても公開の準備を進めています。準備期間中は、日図協図書館ホームページ(<https://www.jla.or.jp/activities/shiryu/tabid/302/Default.aspx>)に、「逐次刊行物新着リスト」を掲載します。引き続き、ご活用ください。

NEWS

新聞切抜帳

●全国

▶【#ジェンダー 考える】非正規公務員の現実 「女性活躍」の陰で 上雇用不安 手取り14万円 公募も疑問 賃金は半分以下 精神的ストレス 【図書館など】

(河北新報2/28, 関連2紙)

▶TRC 図書館で本の販売 新たな仕組み検討へ 谷一文字 TRC 社長に聞く 出版界から提案 背景に書店数の急減 「地元書店と取組みたい」 CCC 運営 「海老名市立中央図書館」が実施 10年ぶり社長再任の経緯 電子図書館が伸長 380自治体が導入 シェア率80%超 自治体に申請認可が必要 児童福祉サービスにも注目 図書館の魅力は敷居の低さ 一時保育、過疎地の送迎など視野に (新文化3/14)

▶経【済】産【業】省 書店支援へ本腰 「書店振興PT」設置 流通、DX化など課題掌握へ 書店議連「街の本屋さんを元気にして、日本の文化を守る議員連盟」幹事長・齋藤【健】大臣直属で (新文化3/14)

▶【社長室】関心高まる日販図書館選書センター 8000校超来館「本の情報」求めて (新文化3/14)

▶「図書館ブックストア構想」とは？

出版界会理事長・下中美都氏（平凡社会長）に聞く 理事長就任挨拶が起点 TRCが具現化へ 変わる図書館 地域住民の「拠り所」に 自治体の25%が無書店地域 地元書店が店出する「売場」併設 「館内の奥でも別室でもいい」書店と図書館の巡回セミナー開催 「借りる」と「買う」の垣根を下げる 「本といかに暮らすか」提案 「自分の書棚もつ豊かさ」 「図書館の可能性を考える時」 (新文化4/4)

▶【熊本地震 8年】災害公文書「何を残せば」 保管場所、選別… 自治

体基準なく模索 廃棄可能性も 倉庫いっぱい 「経験を教訓に」 神戸市は永年保存 宮城県【図書館】一部ネット公開 【名取市図書館】東日本大震災の記録誌作成に使った資料をまとめて保存

(読売【西部本社】4/14)

▶書店ない市町村全国27【.7】% 沖縄【県】など過半【長野県、奈良県の3県】 人口減や通販普及 ネットに押され市場6割減 (熊本日日4/28)

▶「週1日以上読書」6割近く 民間【ブックオフ】調査 小・中【学】生、9割が紙の本利用 (日本教育5/6)

▶公共図書館オーディオブック配信 18自治体・90図書館へ拡大 オトバンク/KCCS

(新文化5/9, 関連1紙)

●北海道・東北

▶【札幌市】澄川図書館、真駒内へ移転も 市、複合庁舎に計画 住民は反対署名を予定 (北海道3/13)

▶森町役場、公民館入る新複合施設 図書館など3機能追加 町、基本構想を策定 遺跡【発掘調査】事務所、カフェスペースも 【北海道】

(北海道【函館・渡島・松山】4/27)

▶複合施設の整備検討 【青森県】階上町 図書館と民俗資料収集【館】

(東奥日報3/9)

▶【オリンパス黒石市立図書館】へ 市が命名権事業契約 【青森オリンパス】 (東奥日報3/20)

▶【盛岡】市立図書館 新装の春 改修、2年半ぶり開館

(岩手日報4/4, 関連1紙)

▶つながり生む新図書館に 天童市教【育】委【員会】 大規模改修、計画案策定 1.5倍増築 ラウンジ、カフェ新設 (山形3/1, 関連1紙)

▶ネットも本も「探究の拠点」 山形市 全小学校に「メディアセンター」整備 コンピューター室と図書館一体 西山形小【学校】 「調べものスムーズになった」 (山形3/16)

▶来年2月着工を目指す 新図書館

整備基本構想 伊達市

(建設通信3/22)

●関東

▶【JR】取手駅前に複合公共施設 西口再開発ビルに図書館 【取手市】 (茨城3/1)

▶ヴィアックスに図書館の命名権 1日から【群馬県大泉町】契約 【ヴィアックス大泉町図書館】 (上毛3/26)

▶広がる学校図書館と書店の連携 寄稿 浦和第一女子高校司書 木下通子 「高校図書館司書イチャオシ本」

書店フェア各地に波及 埼玉イチャオシ本 55書店・図書館90館で展開 生徒の選書本フェアや読み聞かせ参加も 高校生直木賞に「やる気」

社会教育士としても活動 「子どもたちと本」を繋ぐ (新文化2/22)

▶新図書館計画で住民投票条例案 狛江市長が反対意見付け提出

(東京【東京・多摩】4/27)

▶オープラスエイチに 横浜市、中央図書館改修設計

(日刊建設工業3/28, 関連1紙)

▶【横浜市】豊岡町複合施設再整備で基本構想 公民連携視野に 26年度以降着工へ 【鶴見図書館など】

(日刊建設工業4/11)

▶横浜市 日本総【合】研【究所】と契約 図書館再整備構想【等】策定支援【業務委託】 (建設通信4/11)

▶27年12月開館目指す 神奈川【県】・中井町 生涯学習施設整備 【図書館など】 (日刊建設工業4/12)

●甲信越・北陸

▶【新潟】県立図書館の直営維持 少年自然の家は指定管理

(新潟日報2/22)

▶小千谷【市】の新図書館「ホントカ。」 9月28日オープン あすから現施設閉館催し (新潟日報3/15)

▶図書館の本 近所にお届け【「なんと！ぐるっと巡回本サービス」】 ウェブ予約【学校、病院で受け取り 南砺市、来月から 【市立図書館と

市立小、中、義務教育学校の図書館システムを共通に]

(読売(富山)3/30)

▶新年度に基本計画 小松市 未来型図書館の整備 (建設通信3/12)

●東海

▶[鈴鹿]市立図書館で書架整理 鈴鹿[市]のテイ・エステック[鈴鹿工場] 地域貢献推進部の3人

(伊勢3/20)

▶図書館など延べ1.5万㎡ みらいキャンパス基本構想案 [蒲郡市]

(日刊建設工業4/3、関連1紙)

●関西

▶[JR]野洲駅南口開発候補案 [野洲]市が公表 市民広場や複合施設[図書館機能等を持つ市民交流センターなど]

(読売(滋賀)5/8)

▶[読者に応える Q!] 郵送貸出サービス継続を [京都]市立図書館 コロナ5類移行で昨春打ち切り

利用者「高齢者福祉の意味でも」 市教[育]委[員会]「料金説明や梱包に手間」 開館時間左右されない仕組み必要

(京都3/22)

▶市[立]図書館中央館 来館200万人突破 福知山[市] 新装約10年

(読売(京都)3/26)

▶双方の資料 電子化・共有 茨木市教[育]委[員会]と[学校法人]追手門学院 国内初 電子図書館で自治体と大学連携 (産経(大阪本社)3/5)

▶新人作家は図書館司書 子供の読書離れ危機感「心の栄養になる作品を」 小中高生49%「平日読書時間0分」[ベネッセ教育総合研究所と東京大学社会科学研究所の調査] [柏原市立図書館]

(産経(大阪本社)3/19夕)

▶大仙公園付近・都心[部]に中央図書館機能分散 堺市 24年度に移転先選定へ

(日刊建設工業3/29)

▶[大阪インサイド]地域の図書館無くさないで 豊中市再編案に波紋「中央[図書館]」新設 6館を縮小・

廃止 住民ら署名4千筆超 服部[図書館] 本減らし飲食ゾーン 蛍池[図書館] 市、子育て世帯・若者の利用ねらい 識者「面積の数字合わせ」

(朝日(大阪)4/24)

▶本の朗読データを [国立]国会図書館に提供 音訳サークル「音のさんぽみち」 小説や週刊誌など80作品

「必要とする人に届いて」 [明石市] (神戸(明石)4/13、関連1紙)

▶二見図書館の活用考えよう 来春開設予定、来月ワークショップ パブリックコメントも募る [明石市]

(神戸(明石)4/26)

▶フラックといこら〜♪ 商店街の図書館 紀の川[市] 粉河とんまか通り 空き店舗活用 住民運営 [まちなか図書館 IKORA]

(読売(和歌山)4/22)

●中国・四国

▶管理者に TRC 共同企業体選定 岡山[県]・鏡野町総合文化施設および[鏡野町立]図書館 (建設通信3/5)

▶事業費18億円のうち13億円尾道市負担 市立大[学]新図書館に疑義 市議会予算[特別]委[員会] 学長を参考人招致

(中国3/15)

▶[JR]坂出駅周辺 再開発へ始動 [坂出]市が概要 28年完成目指す バスターミナル南へ 図書館核に複合施設

(読売(香川)3/20)

▶大洲市 長浜[港]内港8.4ヘクタールに施設群 支所、図書館など集約 (建設通信3/11)

●九州・沖縄

▶図書館移転の基本設計先送り 八女市 (日刊建設工業3/22)

▶佐賀市立図書館 大規模改修へ ゆとりあるスペース確保、会話可能な空間も 基本構想案まとまる 図書購入費、減少傾向 費用確保は「検討課題」(佐賀5/10、関連1紙)

▶こども図書館 きょう開館 熊本[市]でセレモニー 安藤[忠雄]さんから祝う 「こども本の森 熊本」

(読売(熊本)4/8、関連2紙)

▶熊本地震公文書「保存ルールなし」8割 45市町村調査 議事録や罹災証明 [熊本県]

(読売(西部本社)4/14)

▶[リアル書店]生き残り模索 [熊本]県内自治体「店舗ゼロ」46[.7]% / 個性的な店 新規開業も 授乳室、音楽ライブ、朗読会… 魅力ある空間へ 試行錯誤 [[絵本屋 Hotto]、[古本と新刊 scene]、[橙書店]] / 数万冊一瞬で出合える [熊本]県内の自治体書店ゼロ46% 意義訴え 持続の道を探る

(熊本日日5/4)

▶[子供の]読書活動[優秀実践校]で文[部]科[学]大臣表彰 [熊本県] 小国町・りんどうヶ丘小[学校]

(熊本日日5/5)

▶[宮崎県]川南町・指定管理者選定問題 町主要5団体「町民に不信感」 百条委[員会]設置 議会へ請願

(宮崎日日4/26)

▶九[州]電[力]の複合施設が開業 図書[スペース]やカフェ気軽に 鹿児島[県]・薩摩川内[市] キッズスペースも [[センノオト]]

(毎日(鹿児島)5/6)

今月も石井一郎様、桑原芳哉様より記事の提供を受けました。ありがとうございました。

図書館関係の新聞記事を、地域を問わず全国から募集しております。媒体名および掲載日がわかる形でお送りください。

送り先: 〒104-0033
東京都中央区新川1-11-14
公益社団法人日本図書館協会
新聞切抜帳係

お寄せいただきました切り抜き記事は、メールマガジン等でもご紹介させていただきます。ご了承ください。

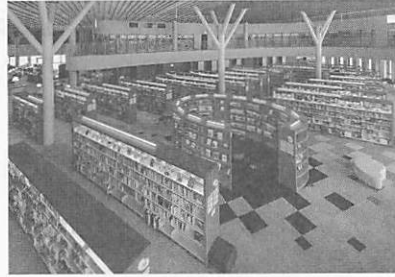
新館紹介



開館 2023年
7月16日
延床面積
1,969㎡

■中津川市立図書館（岐阜）

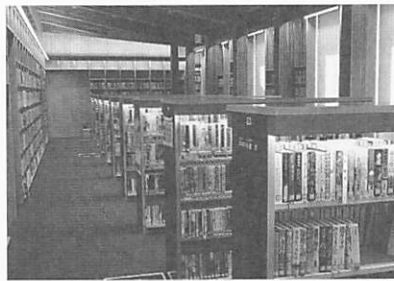
設計：久米設計
〒508-0038 中津川市新町2-34 ☎0573-66-1308
▶複合施設「ひと・まちテラス」の図書館は、天井が高く開放感に満たされた空間です。地元産木材を使用した書架は、来る人すべてに木の温かみの印象を与えます。（草野順樹）



開館 2023年
9月1日
延床面積
1,964㎡

■長井市立図書館（山形）

設計：安井建築設計事務所
〒993-0007 長井市本町1-1-1 ☎0238-88-2535
▶机・いす・ソファの多数配置、飲み物やPCの持込利用、バリアフリーで絨毯敷きの床と高天井、解放感に浸りサードプレイスとして利用できる図書館です。（迎田浩昭）



開館 2023年
7月18日
延床面積
878㎡

■井手町図書館（京都）

設計：千葉学建築計画事務所 ☎610-0302
綴喜郡井手町大字井手小学東高月8 ☎0774-82-5700
▶当館は町役場の移転に合わせ同じ敷地内に新設されました。南北に長い形状をしており、二つに分かれた建物をブリッジと呼ばれる渡り廊下が結ぶ形状をしています。（鈴木浩史）



開館 2023年
9月2日
延床面積
499㎡

■山形市立図書館中央分館（山形）

設計：井上貴詞建築設計事務所
〒990-0042 山形市七日町1-2-39 ☎023-631-0170
▶本に親しめる場所を目指し、ゆったりとしたソファやマンガ専用の本棚、手続きなく貸出できる本の設置等により、明るく開放感のある図書館になりました。（小林有沙）



開館 2023年
7月22日
延床面積
4,604㎡

■長岡市立互尊文庫（新潟）

設計：松田平田設計・プラネットワークス
〒940-0062 長岡市大通2-3-10 米百俵ブレイスミライエ長岡 ☎0258-35-7981
▶人づくりと産業振興の拠点「米百俵ブレイス ミライエ長岡」に移転オープン。テーマ別配架を行い、自分の興味の枠にとらわれない思わぬ本との出会いを大切にします。（井口麻子）

新館情報募集！

日本図書館協会では、新設図書館の情報を募集しています。公立、私立、大学、短大、専門等、館種は問いません（学校図書館は含みません）。

- ①図書館名
- ②所在地（公立図書館の場合は市区町村名までも結構です）
- ③電話番号
- ④開館日

以上の情報を、おわかりになる範囲で結構ですので、下記までお知らせください。

〒104-0033 東京都中央区新川1-11-14
公益社団法人日本図書館協会 新館紹介係
FAX.03-3523-0841 E-mail : zasshi@jla.or.jp

カスハラ対策・感情労働者保護を目的に韓国国立中央図書館が策定した『図書館利用者対応業務マニュアル』

武田和也

はじめに

近年、我が国では、カスタマーハラスメント（カスハラ）が社会問題化しており、政府は、労働施策総合推進法の改正（2020年6月1日施行）を初め、運用指針の整備やマニュアルの策定等といった対策を進めている¹⁾。2024年5月16日には、自民党のカスハラ対策プロジェクトチーム（PT）が「カスタマーハラスメントの総合的な対策強化に向けた提言」を発表しており²⁾、従業員をカスハラから守る対策を企業に義務付ける法改正を検討するとの報道もなされている。また、東京都のように、地方公共団体において、独自にカスハラ防止条例を検討するといった動きも見られるほか、大手企業でも対策規定や指針を策定するようになってきている³⁾。

一方、図書館界においても、以前から、カスハラに関する事例の報告や問題点が指摘されているが⁴⁾、同問題に対応した有益なマニュアルの策定・更新はなされていない状況である。そこで本稿では、カスハラ対策・感情労働者（感情を管理して職務を遂行する労働者）保護政策の一環として韓国において図書館職員を対象に行われている施策について紹介する。具体的には、韓国国立中央図書館（NLK）が2021年1月に策定し、公共図書館にも配布した『図書館利用者対応業務マニュアル』⁵⁾について、その策定経緯と概要を紹介するとともに、その後の韓国の図書館界の動向についてもあわせて述べることにしたい。

マニュアル策定の経緯⁶⁾

利用者に対応する職員を積極的に保護するとともに、感情労働による被害を最小化することを目指す、同館がこのマニュアルを策定したのは、文

在寅前政権下の2018年に改正された「産業安全保健法」の規定に基づく。

同政権のこのような労働政策の前提には、「労働尊重特別市ソウル」を政策ビジョンに掲げ、2016年に「ソウル特別市感情労働従事者の権利保護等に関する条例」を制定した朴元淳前市長によるソウル市政（2011年-2020年）がある（同市の図書館政策を担うソウル図書館も、2020年8月に「ソウル地域公共図書館司書感情労働者保護ガイドライン」を策定した⁷⁾）。朴元淳は2017年の大統領選挙にあたり候補者に対して政策提案を行い、文在寅が「感情労働者保護」を含めその多くを受け入れて自身の公約としたことがその背景となっている。

同マニュアルは、「産業安全保健法」の施行令第41条において、「業務の一時的中断・転換」「休憩時間の延長」「暴言等による健康障害の治療・相談支援」「暴言等による告訴、告発または損害賠償請求等をするために必要な支援」が、施行規則第41条において、「暴言等をしないように求める掲示や音声案内」「顧客との問題状況の発生時の対処方法等を含む顧客対応業務マニュアルの用意」「顧客対応業務マニュアルの内容及び健康障害予防関連教育の実施」等が事業主に求められている⁸⁾ことに対応している。そして、図書館の事情を考慮しつつ、雇用労働部と産業災害予防安全保健公団が2019年に発行した『顧客対応勤労者健康保護ガイドライン』⁹⁾を参考に策定しており、次の5章で構成されている。

マニュアルの内容・特徴

「Ⅰ. 問題行動利用者と図書館職員の保護措置」では、まず、問題行動利用者を「セクシャルハラスメント、暴言・暴行、恐怖心・不安誘発、中傷、

非難、脅迫、偽計行為、虚偽による不満等で業務妨害等を行ったり、他の利用者の図書館利用にも悪影響を与える利用者」と定義し、「原則の無視」「過度なサービス要求」「慢性的に繰り返す苦情の申し立て」「無理な主張」「管理職による対応の要求」「不当な非難」「器物破壊」「人格・人心攻撃」「セクシャルハラスメント」「物理的脅迫」に類型化している。そして、電話の録音・職員保護方針に関する利用者向けの掲示・既存の親切中心のサービス教育を改める研修・非常ベルの設置といった保護措置が記されているほか、カスハラの段階別対応方法や録音・録画方法が具体的に説明されている。「Ⅱ. よく発生する問題状況別の具体的な対応」では、「利用一般」「資料室の利用」「資料の複写・撮影」といったカスハラがよく発生する状況下での対応方針を、「Ⅲ. 具体的な事例をパターンにした処理方法」では、電話や来館時において暴言・中傷・暴力・器物破損・セクシャルハラスメント・危険物の持ち込み・上司による対応の要求・繰り返し／長時間のクレーム等といった問題が発生した際の段階別対応方法が書かれている。「Ⅳ. 図書館利用者に対応する職員の健康保護のための事後措置」は、カスハラを受けた職員を心身両面で保護するための措置が述べられており、対応した職員への休暇の延長・該当利用者との面会制限・配置転換・治療やカウンセリング・民事／刑事訴訟を行う際の支援（証拠書類の提供や手続きの支援）が挙げられている。「Ⅴ. 職員の不利益の禁止および保護」では、このマニュアルに則って対応した職員が人事上の不利益を受けないことに加え、感情労働により発生する問題は組織的に対応するものであるとして、上司や同僚の支援や円滑なコミュニケーションの重要性、感情損傷予防等のための環境づくり（労働環境整備への職員の参加、業務量の把握、カウンセリング・運動・同好会といったプログラム）、覆面調査による職員の業務遂行態度調査の実施等が指摘されている。この他、同館の利用規則施行細則「利用者遵守事項違反行為別措置基準」、苦情発生報告書の雛形、関連法令、Ⅰ章で挙げられている利用者向けの掲示物の雛形、参考資料を付録として添付する。

自民党のカスハラ対策PTによる提言と、カス

ハラの定義付け、相談体制の整備、顧客対応研修の実施、消費者教育の強化等で内容が共通する一方、韓国においては、休暇の延長や人事への言及、訴訟への支援、といった被害を受けた個人への具体的保護策が述べられている点や、労働環境の組織的な改善に向けた対応に関する事項があるのが特徴的である。日本においても参考すべき点であろう。

その後の図書館界の動向

その後も、韓国においては、2023年4月20日、韓国図書館協会がソウル市感情労働労働従事者権利保護センターと共同で、「産業安全保健法」で掲示が求められている、暴言等をしないように利用者に呼びかけるポスターを自由にダウンロードできる形で公開している¹⁰⁾。2024年3月13日には、忠清南道の広域代表図書館（「図書館法」25条で規定される管轄地域の図書館施策を担う館）である忠南図書館が、『忠南図書館感情労働者保護マニュアル』を発行し、管内の公共図書館に配布する¹¹⁾といった地方への広がりもみられる。また、感情労働を減少させ心理的資本（職業生活において「こうありがたい」と願う目標や成功に対して自律的かつ前向きにモチベートする心理的力量¹²⁾）を強化するプログラムを開発することで図書館職員のProQOL（対人援助をする専門職が自らの職務との関連で感じる生活の質）を高めることを提案した研究、図書館業務で発生する感情労働には正・負両面あることから、感情労働の頻度や感情の不協和を減らし感情労働の多様性を高める方法を利用者マニュアルやメンタルヘルスプログラムに加える必要性を指摘する研究も出始める等¹³⁾、カスハラや感情労働者保護対策の深化が見受けられる。

おわりに

我が国においても、図書館界の専門誌で、図書館職員のメンタルヘルス・感情労働・カスハラに関する特集・記事が現れ始めており、米国と同様、図書館情報学の見地からの図書館職員のストレス緩和等に関する研究・考察を拡充させる必要性も指摘されている¹⁴⁾。危機管理への関心が高まった20年ほど前には、危機管理に関するマニュアルの

策定や、問題利用者に関する翻訳書の出版が行われたことがある¹⁵⁾。近年の社会情勢を踏まえれば、かつての危機管理に関するノウハウを生かしつつ、カスハラに関する調査・研究を進め、その成果に基づいてマニュアルをアップデートするといった積極的な対応が今求められている。

なお、本稿の意見にわたる部分は筆者の私見であり、筆者が勤務する機関を代表するものではないことを申し述べておく。

注

(オンライン情報の最終アクセス日：2024年5月20日)

1) 職場におけるハラスメントの防止のために(セクシュアルハラスメント/妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント/パワーハラスメント)(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_rodou/koyoukintou/seisaku06/index.html

人事院規則10-16(パワー・ハラスメントの防止等)の運用について(令和2年4月1日職職-141)(人事院事務総長発)(人事院)

https://www.jinji.go.jp/seisaku/kisoku/tsuuchi/10_nouritu/1032000_R2shokushoku141.html

「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」等を作成しました！(厚生労働省, 2022年2月25日)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24067.html

2) カスタマーハラスメントの総合的な対策強化に向けた提言(自民党, 2024年5月16日)

<https://www.jimin.jp/news/policy/208229.html>

3) 「殺すぞコラ」「火をつけてやる」…こんなお客様は神様ではない カスハラから従業員を守るルール作りが進む(東京新聞, 2024年5月7日)

<https://www.tokyo-np.co.jp/article/324082>

4) 徳田克己「大学図書館の危機管理(対人業務のノウハウ)」(平成18年度大学図書館職員長期研修)

<http://www.tulips.tsukuba.ac.jp/pub/choken/2006/youkou/2-13.pdf>

前田章夫「図書館の自由と安全管理：利用者の「問題行動」を中心に」『図書館界』(62(2), 2010年7月)

5) 図書館職員も「誰かの大切な家族」です(NLK, 2021年1月11日)【韓国語】

<https://www.nl.go.kr/NL/contents/N5060300000.do?schM=view&id=37896&schBcid=normal0302>

「図書館利用者対応業務マニュアル」(韓国国立中央図書館, 2021年1月)【韓国語】

<https://oak.go.kr/nl-ir/handle/2020.oak/562>

本稿執筆にあたり、本誌編集委員の宇野亮一氏(国立国会図書館)を通じ、宮城県図書館の田中亮氏による同マニュアルの日本語訳の提供を受けた。記して感謝申し上げる。

6) 「マニュアル策定の経緯」に関しては以下の文献を参照した。脇田滋「韓国における雇用安全網関連の法令・資料(6) - ソウル特別市感情労働者保護条例・関連資料」(『龍谷法学』50(1), 2017年9月)、脇田滋「韓国における雇用安全網関連の法令・資料(9) - 産業安全保健法改正の概要(危険の外注化原則禁止等)」(『龍谷法学』51(4), 2019年3月)、秋葉武「韓国における雇用・福祉政策と市民社会 - 社会的経済の定着過程 - (下)」

(『立命館産業社会論集』58(4), 2023年3月)

7) 武田和也「E2340-感情労働者たる図書館職員を保護するための指針(韓国)」(『カレントアウェアネス-E』405, 2020年12月24日)

8) 産業安全保健法施行令(国家法令情報センター)【韓国語】
<https://www.law.go.kr/법령/산업안전보건법시행령>

産業安全保健法施行規則(国家法令情報センター)【韓国語】
<https://www.law.go.kr/법령/산업안전보건법시행규칙>

9) 顧客対応労働者健康保護ガイドライン(雇用労働部, 2020年1月31日)【韓国語】

https://www.moel.go.kr/news/notice/noticeView.do?bbs_seq=20200101158

10) [案内] 図書館司書のための感情労働者保護・尊重案内文配布(韓国図書館協会, 2023年4月20日)【韓国語】

<https://www.kla.kr/kla/news01/1890>

11) 図書館感情労働者権益保護の「先頭に立つ」(忠清南道, 2024年3月13日)【韓国語】

https://www.chungnam.go.kr/media/mediaMain.do?article_no=MD0002066940&med_action=view&mnu_cd=CCNMEN00003

12) 久保田佳枝「サイコロジカル・キャピタルの台頭：組織行動における台頭の意義」(『異文化経営研究』(12), 2015年12月)

13) 이선애「司書の感情労働と専門職生活の質(ProQOL)に及ぼす影響関係における肯定的心理資本の媒介効果に関する研究：広域代表図書館司書を対象に」(『韓国ビブリア学会誌』34(2), 2023年6月)【韓国語】

박진희・김효숙「自治体公共図書館職員の感情労働が職務満足度及び組織コミットメントに及ぼす影響に関する研究：京畿道3地域の公共図書館を中心に」(『韓国図書館・情報学会誌』53(3), 2022年9月)【韓国語】

14) 例えば、池田貴儀・呑海沙織「感情労働」の視点から見た大学図書館業務の今日的課題」(『図書館界』60(2), 2008年7月)のほか、「情報の科学と技術」誌では、60巻10号(2010年10月)と67巻3号(2017年3月)において「図書館員のメンタルヘルス」の、70巻10号(2020年10月)において「カスタマーハラスメントと情報」の特集が組まれている。千錫烈は、そのなかで、「残念ながら日本では、図書館情報学の見地からの図書館員のストレス緩和などの研究や考察は、あまり行われていないが、こういった問題利用者から派生する課題も問題利用者論として大いに扱っていくべきであろう」と指摘する。

千錫烈「コミュニケーション・スキルを用いた「怒り」への対処法」(『情報の科学と技術』60(10), 2010年10月)

15) 中沢孝之「危機事例」の収集から図書館の危機管理を考える」(『大学図書館研究』81, 2007年12月)

(たけだ かずや：国立国会図書館関西館)

[NDC10: 013]

BSH: 1. 図書館員 2. 苦情処理 3. 韓国国立中央図書館]

特集★図書館の話題アラカルト

官報電子化について

— 電子官報の閲覧制度と図書館との関わり —

田中裕太郎

1. はじめに

官報は、国の法令や公示事項を掲載し、国民に周知するための国の公報である。

1883（明治16）年に官報が創刊してから140年を迎えた2023（令和5）年、官報の発行に関する法律（令和5年法律第85号。以下「本法」という。）が成立し、官報を電子的に発行することが法定された。なお、本法は、公布の日（2023年12月13日）から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされており、現在は施行に向けた準備を行っているところである。

本稿では、そもそもの官報制度の意義やこれまでの図書館との関わりについての前提を補足した上で、本法のポイントおよび今後の図書館の実務に関係する事項について解説する。なお、本稿中意見にわたる部分は筆者の個人的見解である。

2. 官報制度の意義と図書館との関わり

(1) 法令公布の手段としての官報

官報は、国の法令等を国民に周知するためのものであるが、単に広報を目的とした刊行物とは異なり、法令の公布の手段という役割を有する。

そもそも法令の公布とは、成立した法令を公表して国民に知らせる行為をいうが、その趣旨に関して、1957（昭和32）年12月28日最高裁判所大法廷判決では、「成文の法令が一般的に国民に対し現実にはその拘束力を発動する（施行せられる）ためには、その法令の内容が一般国民の知りうべき状態に置かれることが前提要件とせられる…わが国においては、明治初年以來、法令の内容を一般国民

の知りうべき状態に置く方法として法令公布の制度を採用し、これを法令施行の前提要件として来た…」と述べられている。

法令の公布はこうした特別な法的意義を有するものであり、その方法については、（例えば、民間事業者の報道ではなく、）官報をもって行われてきているところである。つまり、法令を掲載した官報が発行されることで、当該法令が国民の知り得る状態に置かれたという「擬制」がなされ、（実際の国民の間での周知の程度にかかわらず）法令の施行の前提要件を満たすことになるのである。

(2) 官報の提供に関する従前の仕組みおよび図書館が果たしてきた役割

前記(1)のとおり、官報をもって法令の公布が行われ、法令が国民の知り得る状態に置かれたという「擬制」がなされるためには、前提として、国民が官報を閲覧・入手し得るための仕組みが構築されていなければならないといえる。

この点に関し、国は、長年にわたり、発行日の官報を掲示場に掲示するとともに、「官報販売所」と称する全国の書店等を通じて官報の販売・郵送等を行うことにより、国民に官報を提供する仕組みを構築してきた（なお、官報の提供の仕組みについては、昨年の本法の成立まで、法律の定めが存在せず、慣行により運用されてきた。）。

他方、国民は、これらの掲示場や販売所に赴く方法だけでなく、近隣の図書館において官報を閲覧している実態もあり、実質的に、国民に対する官報の情報の提供において、図書館が果たしてき

た役割は大きいものと思われる。

3. 官報の発行に関する法律のポイント

(1) 電子的な発行方法

前記2.(2)のとおり、官報は従前紙媒体で提供されてきたところ、本法は、「我が国のデジタル化の象徴」として官報の電子化を実現した。

具体的には、ウェブサイトを通じて官報の掲載事項を国民が閲覧可能な状態に置くことにより、官報が発行されることとなる(第5条第2項)。

この場合、いわば、従前の掲示場・官報販売所において官報を掲示・配架する行為が、ウェブサイト上に官報のデータをアップデートする行為に対応し、さらに、ウェブサイトアップロードした時点で国民がアクセス可能な状態となるため、その時点で官報が発行されたこととなる。

その上で、本法第8条第1項は、官報の閲覧・複写(ダウンロード)をするために必要かつ適当な期間として内閣府令で定める期間(以下「閲覧期間」という。)、継続してウェブサイト上に官報を掲載することを定める。この閲覧期間については、内閣府令において「90日間」と定める予定である。

この点、官報をウェブサイト上に永続的に公開せずに、閲覧期間を限定している理由は、技術的な制約があることに加え、官報には、破産者の氏名および住所など、プライバシーへの配慮が必要な情報が掲載されており、かつ、インターネットの特性として、こうした情報の加工・流通や目的外利用の危険性が高まるおそれがあるためである。

以上が本法の施行後の官報の発行であるが、現在においても、独立行政法人国立印刷局は「インターネット版官報」として官報の電子データを90日間無料で公開している。ただし、この「インターネット版官報」は、法的には「官報」ではなく、本法による官報の電子化は、まさにこうした法的な位置付けについて変更を加えるものである。

ちなみに、本法の施行後、当面の間は現在の「インターネット版官報」のデータ形式(PDF)やレイアウトに抜本的な変更を加えることは予定していないが、今後、新たな技術の導入も視野に入れて、適宜利便性の向上に努めていくこととしている。

(2) インターネットを利用することができない方への配慮の措置

現状のインターネット社会において、ウェブサイト上に無料で官報を掲載することは、掲示場・官報販売所における掲示・販売と比べて、高い周知性を有するといえる。

他方、現状においても、さまざまな理由により国民の中にインターネットを利用することができない方がいるという実態も考慮する必要がある。

このため、本法では、インターネットを利用することができない方への配慮として、

- ①内閣府の掲示場等において、官報の情報を閲覧可能な状態に置く措置(第7条)
- ②官報を閲覧することができる施設に関する措置(第9条)※後記4(1)で解説
- ③内閣府から委託を受けた者を通じて、官報の掲載事項を記載した書面等の販売(第10条、第14条及び第15条)

について定めている。

このうち③については、現在の紙の官報と同様の仕様である冊子(≠「官報」)を国の関与の下で製造し、現在の官報販売所に相当する者を通じて全国的に有償で提供することを想定している。

(3) 災害等の事情が生じた場合の代替措置

官報の電子化に伴う論点として、例えば、システム障害や通信障害等によりウェブサイトを通じて官報を発行することができない事態が生じた場合であっても、官報を通じて法令の公布等を安定的に行う必要がある。

このため、本法第11条第1項では、システム障害や通信障害を含む「災害等の事情」が生じた場合において、官報の掲載事項を記載した書面(「書面官報」)を掲示することにより、これを「官報」として発行することを定める。

その際の手続として、本法では、「書面官報」を発行する前に内閣総理大臣がその旨およびその理由を公表し、発行後は直ちに「書面官報」を頒布することを定めている(第11条第3項・第5項)。

この「書面官報」とは、法的に「官報」として位置付けられるものであるが、実物としては、前記(2)③の通常時にインターネットを利用すること

ができない方への配慮のために販売される「官報の掲載事項を記載した書面」と同じものを想定しており、これと同様に、現在の官報販売所に相当する者を通じて提供することを想定している。

ちなみに、参考として、EU 官報が2013年7月に電子化されたが、これ以降、計3回、システム障害により発行を行うことができず、その際、紙媒体で発行が行われている。

4. 特に図書館に関係する事項

(1) 官報を閲覧することができる施設の公表等

前記3.(2)のとおり、官報の電子化において、インターネットを利用することができない方への配慮は重要な論点であり、こうした方に対し、紙媒体ではなく電子データとして官報を閲覧することができる機会を提供することがより望ましい。

このため、本法第9条では、各種施設に設置されたコンピュータの映像面で官報を閲覧することができるよう、国の努力義務等を定めている。

特に図書館の関係では、第9条第2項において、内閣総理大臣が、都道府県立図書館その他の施設に設置されたコンピュータの映像面で官報を閲覧することができるよう、必要な情報の提供その他の支援を行うよう努めることを定める。

こうした図書館における官報の閲覧については、具体的には、利用者が使用可能なインターネットに接続されたコンピュータ（以下「インターネット接続端末」という。）が図書館に置かれていれば、当該端末を使って利用者が自ら官報の発行に係るウェブサイトアクセスすることで、電子的に官報を閲覧することができると考えられる。

また、本法第9条第4項では、官報を閲覧可能な施設の情報を公表することとされており、今後、内閣府において、各都道府県に協力を依頼し、官報を閲覧可能な都道府県立図書館について調査し、その情報を公表したいと考えている。

この点、本法の検討段階において、内閣府が独自に行った調査では、すべての都道府県において、その設置する図書館のいずれか（少なくとも1館）に、インターネット接続端末が置かれており、すなわち、電子的に官報を閲覧可能であったが、本法の施行までの間に改めて確認する予定である。

なお、市区町村立図書館に関しては、文部科学省が実施した2021（令和3）年度社会教育調査によれば、全国の市区町村立図書館3,313館のうち2,434館にインターネット接続端末が設置されている（同調査表79「図書館におけるコンピュータ導入状況」）。これらの市区町村立図書館においても電子的に官報を閲覧可能であるといえるが、これら（2,434館）の具体的な名称等について直ちに把握することが困難であること等を踏まえ、まずは、都道府県立図書館を対象に、本法第9条第4項の規定による調査および公表を行うことを検討している。

(2) プライバシーへの配慮

前記3.(1)のとおり、官報には、プライバシーへの配慮が必要な情報が掲載されており、インターネットの特性として、当該情報の加工・流通や目的外利用の危険性が高まるため、ウェブサイトでの公開期間は90日間に限定されることとなる。

この趣旨を踏まえれば、図書館も含めた法人・個人についても、ウェブサイト（施設外）を通じて、不特定多数の者に対して官報の情報を無制限に公開することについては、プライバシーの確保の観点から支障があるといえる。

なお、これはあくまでウェブサイトを通じた公開に関する制約であって、他方、例えば、特定の者に対して過去の官報のデータを電子的に提供したり、あるいは官報の情報を複写したもの（書面等）を提供したりすることは、上述のインターネットの特性（情報の加工・流通や目的外利用の危険性）とは直接関係がなく、基本的に支障がないものと考えられる。これらの提供は、現在の図書館を通じた過去の官報（紙媒体）の提供と同様に許容されるものであると考えられる。

（たなか ゆうたろう：内閣府大臣官房総務課）
[NDC10：014.8 BSH：1. 政府刊行物 2. 電子資料]

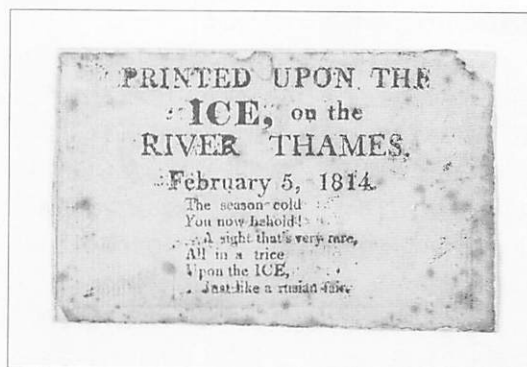
エフェメラと図書館

— あるいは、日々は如何にして歴史のページに繰り入れられるか —

北村智仁

エフェメラとは何ぞや

後世の参照を念頭に置かず、当座の関心から生み出された一過性の印刷物を、英語圏ではエフェメラと呼ぶ。例えば、ここに一枚の紙片がある。「1814年2月5日、テムズ河の氷上で印刷された」云々とある。大昔は冬に凍結したテムズ河の上で一種の縁日が行われることがあり、印刷機を持ち出してこの種の紙（frost-fair paper）を印刷する商売が定番だった。1814年は、この縁日が開かれた最後の年であるという¹⁾。



▲ Courtesy of Museum of London (ID: A9395/5)

こうした種々の紙きれは、その流過程において、出版物としてのコントロールを受けていない。形態の面からも、図書館資料とするにはいろいろな困難がある。同時に、印刷物、複製物であるから、博物館やアーカイブでも周縁的な扱いを受ける。それでいて、どの機関のコレクションにも紛れている可能性があり、往々にして外部からは見えにくい状態に置かれている。

エフェメラは「資料」なのか

印刷物の世界を、一般の書籍・逐次刊行物、地域出版物、エフェメラの三層に分ける考え方があ²⁾。そのどこまでを納本制度でカバーするかは国により異なる。日本を含め、除外規定を設けてエフェメラを排除する国が多くある一方、スカンジナビア諸国では、出版者でなく印刷者による納本を原則としたため、多くのエフェメラが収集されてきた³⁾。デンマーク王立図書館には、納本制度を通じて数世紀にわたり蓄積されたコレクション（Småtryksamlingen）がある。また、納本制度からは除外されていても、英語圏の図書館の収集方針には、エフェメラへの言及が見られることが少なくない。オーストラリアでは、国や州の図書館がエフェメラに記録としての価値を認め、社会的重要性や市民の関心が高いトピックについて、選択的に収集している。海外では、エフェメラという資料カテゴリーは、ある程度、認知されたものといえる⁴⁾。

日本の公共図書館においても、地域資料として、パンフレット、チラシ、ポスターなどを収集することは、それなりに広く行われてきた。また、災害などの非常事態に際し、図書館や博物館が、避難所の掲示や各種のチラシなどを収集した事例もあり、近年では新型コロナウイルス感染症に際しての一連の取組が記憶に新しい。しかし、これらをエフェメラという枠組から捉える見方は、多くの図書館員には馴染みが薄いのではないかと思う。むしろ、特定分野のコレクションやアーカイブの担当者の方が、この言葉を耳慣れたものと感じる

かもしれない。

エフェメラは、その本来の用途においては、断片的で、情報源として限られた価値しか持たない。このため、価値あるコレクションを構築するという伝統的な考え方下では、排除すべき対象とすら見なされてきた。しかし、20世紀後半になると、ある時代のエフェメラが、後世にとってはユニークな情報源となり得るという認識が、文化セクターの間に広がり始めた。きちんとした出版物や記録に現われない情報、例えば、市井の日常生活の詳細、反体制的な意見や活動、短命な団体やマイナーな芸術家の痕跡が、エフェメラから見つかることがある。ある種の主題については、「何が歴史になるかは、何がアーカイブされるかによって、ある程度決定される」⁵⁾のである。もう一つ重要なのは、情報を運ぶエフェメラそのものが、過去の人々が実際にその身体で受け取っていた「実物」(realia)である点で、このことは展示や教育などの場面で大きな意味を持つ。エフェメラという言葉はこのように、同時代にありふれた紙片だったものが、後世にとっては稀少な資料になるという認識の転換を、蝶番のように媒介する不思議な二重性、両義性を担っている。

なぜエフェメラが図書館の問題なのか

日本において、地域に残存する近現代資料の保存は、社会構造の変化や度重なる災害を背景に、大きな課題であり続けてきた。近現代資料は、量が膨大で、私的領域に属するものや、所有者自身がその資料性を認識していないものも含まれる⁶⁾。近年、こうした資料以前の群れから価値あるものを選別し、権利処理を施して公共の情報資源へと転換する役割を、文化セクター、特に、全国的に設置率の高い公共図書館が担うべきという見解がある⁷⁾。また、実践のレベルでも、住民との協働により、出版物に限らない多様な形式の情報を収集・記録する取組が、各地の図書館等で見られるようになってきている。

このような状況の下、筆者がいま、改めてエフェメラに着目する理由は、同時代や近い過去の評価の定まらない大量の事物や情報から何を「資料」として保存すべきかという、博物館領域の用

語を借りればcontemporary collectingとでもいうべき問題⁸⁾に対し、一つの際立った事例を提供していると考えるからである。

文化セクターによる書誌コントロール⁹⁾は、資料とそうでないものの敷居を作り出す、社会的な仕組の一つである。この敷居の上を頼りなく漂うエフェメラは、一見瑣末な存在のようであるが、それ故にこそ、ある時代における資料保存の構造と、それを通じて公共の知の源泉を形作る諸機関の役割について、様々な問いを投げかけているのではないだろうか。

注および参考文献

- 1) R.J. ミッチェル, & M.D.R. リーズ, (1971), ロンドン庶民生活史, 松村超 (訳), みすず書房, p.112. 及び Rickards, Maurice, (2000), Frost-fair papers. In *The encyclopedia of Ephemeris: a guide to the fragmentary documents of everyday life for the collector, curator, and historian*, (p.154), Routledge.
- 2) Sturges, R. P. & Dixon, D. (1983). *An investigation of local publications*. (BLRDD report no.5645). Loughborough University, Department of Library and Information Studies. pp.5-6.
- 3) Hesselager, Lise. (1994). National collections of printed ephemera-those papers of the day with special reference to the Scandinavian model. *Alexandria*, 6(3), pp.193-204. 特に p.197.
- 4) ただし、多様な形態のどこまでをエフェメラに含めるかについては、実は一致した見解がない。エフェメラに関する文献はしばしば、この記事と同様“What is ephemera?”という見出しから始まり、正確な定義は不可能という言明をもって章を閉じる。記録技術の発達に伴って、その範囲は拡大傾向にあり、近年ではデジタル・エフェメラといった言葉も使われるようになっていく。
- 5) Ault, Julie. (2000). *Alternative art New York: 1965-1985*. University of Minnesota Press. p.3.
- 6) 例として、佐々木和子, (2013), 現代資料論 震災アーカイブ構想をめぐりに, In 神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター (編), 「地域歴史遺産」の可能性 (pp.207-224), 岩田書院, など。
- 7) 福島幸宏, (2011), 地域拠点の形成と意義: デジタル文化資源の「資源」はどう調達されるのか?, In デジタル文化資源の活用: 地域の記憶とアーカイブ (pp.157-167), 勉誠出版. 及び福島幸宏, (2020), 図書館機能の再定義, LRG: library resource guide = ライブラリー・リソース・ガイド, 31, pp. 10-32.
- 8) Rhys, Owain. (2014). *Contemporary collecting: theory and practice*. MuseumsEtc.
- 9) 筆者はここで「書誌コントロール」という語を、文献把握(収集・収録)の過程を記述に先立つ最初のステップに置く根本影による枠組を意識して用いている。根本影, (1998), 文献世界の構造: 書誌コントロール論序説, 勁草書房, pp.15-19, 41-45.

(きたむら ともひと: 東京都立図書館)
[NDC 10: 014.7 BSH: 図書館資料]

特集★図書館の話題アラカルト

デジタルアーカイブ「自由学園100年+」の構築と活用

— 自組織への興味を深めるツールとして —

菅原然子

■創立100周年を機に

自由学園は1921年に、クリスチャンでありジャーナリストであった羽仁もと子、吉一夫妻によって創立された。女子の中等教育から始め、小、男子中等、幼、戦後に最高学部（大学部）を設立し、現在は幼稚園から大学部までの一貫教育を行っている。2021年に創立100周年を迎えた当校では、周年事業として、書籍『自由学園一〇〇年史』¹⁾の出版とデジタルアーカイブ「自由学園100年+」²⁾（以下DA）の開設を行った。ここでは後者の構築と活用について取り上げる。

■いつかは資料公開を～DA構築の経緯～

2002年に、前年の創立80周年に発行された『自由学園80年小史』の編纂資料の保存などを主な目的に、図書館分室として資料室が開室した。その後約20年をかけて資料整理、調査、保存などをボランティアと共に資料室員が行ってきたが、その中で学園資料の一般公開の必要性を感じてきた。当校は戦争での焼失などを免れたため、創立期からの資料が多く現存している。しかし未整理時期が長かったため一般公開は行っておらず、特に学術界での学校の認知度は低下していた。そうした危機感から、資料室では何らかの形で資料公開を模索していた。2010年に100年史準備委員会が発足、翌年に博物館資料管理システム「IBMUSEUM SaaS」を導入した。クラウド型の管理システムの導入により検索が容易になり、特に学内での資料活用が徐々に進んだ。

2018年に100周年事業としての年史の出版とDA開設が正式に決まり、2019年より作業を開始した。2事業に関するコンサルティングは外部の協力者に委託した。

■「誰に」一番使ってもらいたいのか

DA構築の際、最初に問題になったのは、この

DAを誰に一番使ってもらいたいのか、つまり利用者想定であった。そこで私たちは、第一に在校生と教職員、保護者、卒業生など、学校関係者を想定することとした。それは、この2事業の目的を「自己検証」と「社会発信」としていたことから、自分たちの学校の歴史を知り、この学校に在学することの意味、この学校で働くことの意味を在校生、教職員が考え、アイデンティティを形成する際の一助になればと考えたからである。

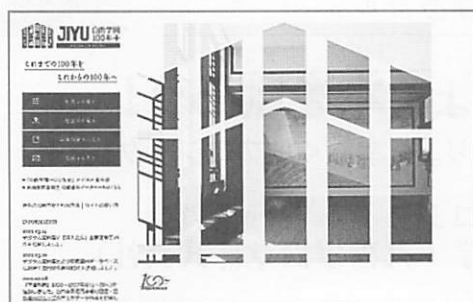
利用者想定が決まれば、その利用者にどうすれば興味を持ってもらえるか、見やすく、そして使いやすいかを具体的に考えられる。資料室では当初、資料のweb公開という、一般的な検索システム、つまり検索窓があり、そこにほしい情報を入力して検索をかける、というイメージしかなかった。しかし、協力者からは、そもそも利用者は学内にどのような資料があるかさえ知らない、検索ワードの入力を求められても難しい。資料にアクセスできるよう、アーキビストがある程度キュレーションし、いくつかの入り口を作ることによって興味をもってもらえる仕掛けを作ってはとのアドバイスを受けた。

■四つの「入口」

そこで、当校資料の中でも特徴的であった年表、地図、学園新聞、古写真を入口として設定し、通常の一般検索のページも作り、資料に直接アクセスしたい人（研究者など）への入り口も用意した。

年表はもとも、室員が日常業務のために、主に雑誌『婦人之友』³⁾を典拠とした学園の年表を作成しており、それをベースに、「TIME MAP」という検索エンジンに搭載した。また、典拠から場所を特定し、地図上にマッピングすることで、年表と地図のシームレスな行来を可能にした。

学園新聞は主に生徒・学生が作成にかかわって



▲ DA「自由学園100年+」トップページ

きた定期刊行物で、各時代の行事や生活がわかる内容となっている。今回は1924年から1958年（創立者存命期）の約34年分、1,857ページを公開した。

古写真は所蔵登録されている約9,000枚の中から、事項と撮影年が特定でき、学園の歴史を振り返るのに役立つと思われるものを室員が選び、約500点を公開した。

一般の研究者など、閲覧したい資料がはっきりしている利用者のためには「自由学園資料室収蔵資料データベース」を用意し、検索がかけられるページを作った。また、書籍『自由学園一〇〇年史』では、資料編をDA上に公開することとし、『『自由学園一〇〇年史』デジタル資料篇』として整備した。目次を表示し、書籍の該当箇所の資料が見られる構成としている。

■編集しすぎない

DA構築の際に協力者から何度も注意されたのが「コンテンツを編集しすぎない」ということだった。室員はつい、「もっと見やすくわかりやすく」と、編集や分類をしたくなったが、見るものを選ぶのはユーザーであり、その自由度を保証することがより興味を持ってもらうためには必要だと言われた。そのため、年表の文章は、室員の作業用に作ったものをほぼそのまま採用し、写真も最初の提示は全写真が並んでいる仕様とした。

■利用の促進に向けて

さて、DAを開設して室員はホッとしたが、直後から「作っただけでは誰もDAを使ってくれない」という壁が立ち上がった。生徒に使ってもらいたいと、学園史に関連する授業担当の教師に利用をお願いしたが、生徒からは「写真が面白かった」程度の反応のみであった。そして私た

ちは気づいた。作り手が、使い方を含めてこのサイトで何が見られて、何が調べられるのか、それはどのようなときに役立つのか、を伝えていかなければ、利用は促進されないということに。

自由学園は創立当初より生徒の自治による生活を重視してきたため、日々の生活の記録や行事記録は生徒自身によって作られてきた。そのため、幸いなことに生徒は日常的に先輩の作った記録を参照しに資料室にやってくる。その際に、DAも紹介し、スマートフォンでも見られることを話したりして、地道に存在を知らせている。また、周年事業によって培った学園史に関する知見を、生徒に還元していくことも目的に、昨年度より室員が自校史の授業を担当するようになった。今年度はこの授業においても積極的にDAを利用し、生徒が自分の学校の歴史について何か知りたくなった時に、身近にツールがあることを伝えている。

■この学校にきてよかった

私立学校は、その学校が第一志望校ではなかった生徒も在校している場合が少なからずある。しかし、縁あって共に学校を作っていく一員となれたのだから、できるだけ多くの児童生徒学生が、学校生活を主体的に楽しく送れればと思う。DAはそのための一つの道具になる可能性がある。

組織の構成員が自組織の歴史を知ることは、組織全体のブランディングにも深くかかわることが、アーカイブの世界では立証され始めている¹⁾。図書館での自組織関連の図書の選書・展示などに加えて、こうしたwebでの入口も併せていければ、利用者の地域や学校への積極的なかわりのきっかけになるのではと考えている。

注

- 1) 『自由学園一〇〇年史』自由学園一〇〇年史編纂委員会編、自由学園出版局、2021年。
- 2) DA「自由学園100年+」 <https://archives.jiyu.ac.jp/>
- 3) 羽仁もと子・吉一が1903年より発行していた雑誌。初期は『家庭之友』。『婦人之友』は現在も発刊している。
- 4) 清水善仁「大学アーカイブズ活動戦略論」国文学研究資料館編『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇』第8号、2012年、大島久幸「基調講演 デジタル化とアーカイブズによる経営支援」企業史料協議会編『企業と史料』第17集、2022年など。

(すがわら のりこ：自由学園資料室)

[NDC10：017.7 BSH：1.自由学園 2.デジタルアーカイブ]

特集★図書館の話題アラカルト

世界に一冊だけのみりよく本を創ろう！

— 小学生と大学生の協働・善通寺市みりよく本づくりプロジェクト —

善通寺市みりよく本づくりプロジェクト実行委員会
(善通寺市・国立大学法人香川大学・丸善雄松堂株式会社)

◆はじめに

香川県善通寺市は、人口約3万人、穏やかな気候に恵まれた中讃地域に位置します。善通寺市の魅力が詰まった本を創る「みりよく本づくりプロジェクト」は、善通寺市立図書館の地域連携活動として、また香川大学では全学共通科目「瀬戸内地域活性化プロジェクト」のひとつとして、2022（令和4）年度より始まりました。

小学生と大学生がタッグを組んで、2022年度は小学生4名と大学生6名、昨年度は小学生11名と大学生9名と参加者が増え、これまで8冊のみりよく本が完成しています。

◆活動内容について

この活動は、四つのパートで構成され、

- ①大学生のスキルセットプログラム（事前準備）
- ②小学生と大学生の本づくり活動（7月～翌年1月にかけて6～8回）
- ③大学生が企画し、活動内容を小学生とともに発表する、本の完成お披露目会（2月）
- ④図書館・子どもライブラリー・市内小学校（8校）でのみりよく本巡回展示

となっています。

活動の核となる、小学生と大学生の本づくりは、まず空海ゆかりの総本山善通寺を中心に、市内を好奇心を全開にして歩き、日常の中の小さな不思議や面白いことを写真に撮り、「みりよく」を探るところから始まります。そこから、アイデアを膨らませ、本の世界観を作り、台割に落とし込んで原稿を作っていきます。どんな本にするのか、ストーリーやイラストをどうするか、原稿の担当も、すべて小学生と大学生のチームに任せられ、一緒に話し合いながら決めていきます。

本のアイデア出しや調査のために、図書館や郷土館、観光交流センター、市役所といった市内のさまざまな場所でも活動を行いました。関係先に取材を行ったチームもあります。

本を創るという目指すゴールは示されているものの、具体的な方法は、自分たちで試行錯誤しながら、アイデアを形にしていくワクワク感、モノづくりの達成感を味わう、まさに体験的な深い学びにつながっています。



▲気になる何かを発見中



▲「みりよく」を模造紙に描いて共有します

◆みんなで成長する

小学生と大学生の活動初日、小学生たちは緊張の面持ち、それを迎える大学生も「今まで子どもたちと接したことがない」というコメントが多く、落ち着かない様子でした。それがあっという間に仲良くなっていくさまは、コミュニケーションや対話の重要性を強く印象付けます。

大学生は、子どもたちの個性に合わせて働きかけ、声掛けなどを工夫しています。一方で、小学生を気遣うばかりでなく、自分たちの意見も出しながら本づくりに邁進しました。善通寺のことは大学生が小学生に教えてもらいながら、逆にものごとを整理して考えをまとめたり、パソコンで編集作業をするのは、大学生が本領発揮し、互いに得意なことを掛け合わせて活動は進んでいきます。

小学生同士でも、物静かな子には他の子たちが誘いの声をかけて協働し、情熱があふれるあまり意見が対立してしまったときには意見調整をして仲直りしていました。そうしたプロセスを、運営側の大人も伴走しながら支えつつ、思いがけない課題にぶつかって悩んでいる姿を見せしてしまうこともありました。そうした大人が困っている姿をありのままに見せることもマイナスではありません。そこに集う全員にとって、活動のすべてが学びであり、成長だと考えています。

◆完成お披露目会

お披露目会では、大学生からのインタビューに、小学生が「商店街がもっとにぎやかになって欲しいと思って作りました」「僕も大学生のようなリーダーになりたい」等、市長はじめ来賓の方々の前でも堂々と、自分の意見を伝えていました。

参加の保護者からは、「はすかしがり屋さんが、物事に少し前向きになった気がします」、「学校外のお友達、年代の異なる大学生と貴重な体験をさせてもらえました。善通寺のことを詳しく説明してくれるようになった」といった、異世代交流やお子様の成長、シビックプライドの醸成を体感いただいているコメントを頂戴しました。

◆同世代の小学生からの反響

完成した本は、図書館、子どもライブラリーで

の展示の後、約1年かけて市内の小学校で巡回展示を行いました。展示に合わせ、読者から作者への「感想のお手紙」を募ったところ、159件もの感想が届きました。特に各学校で熱心にみりよく本を活用いただき、多くの小学生や教職員からメッセージが寄せられています。

例えば「今年善通寺市に引っこしてきたばかりは、とても分かりやすかったです。すべてのぎ間に理由があって、かなり分かりやすく説明できているのが、すごいなと思いました」「今度は自ら、なぞを見つけてみたいです」といった声があり、ひとつの作品が同世代の小学生たちの心を刺激し、みりよく発見や、自らも本を創りたいという意欲につながり、交流が広がっていることがみえます。



▲完成したみりよく本

◆おわりに

この活動では、有名作家を講師に呼ぶわけでもなく、街を歩いて見つけた「みりよく」をもとに、ひたすらに小学生と大学生の力を信じて、自由な発想を形にして本を創りあげるプログラムです。それは実行委員会の善通寺市（教育委員会）、香川大学、丸善雄松堂株式会社だけでなく、小学生の保護者様、市内のさまざまな方の温かな見守り・ご支援をいただいた産官学民連携となっています。今年はいよいよ3年目、新しい参加者を迎えて、どんな「みりよく本」が新たに生まれるのか、次のチャレンジがスタートします。

[NDC10:015.7 BSH:善通寺市立図書館]

「図書館に泊まろう！」実施報告

— 普段とは違った図書館を味わって —

生武 崇・齋藤森都

1. はじめに

2023（令和5）年10月14日（土）夜から10月15日（日）朝にかけ、名古屋市鶴舞中央図書館で「図書館に泊まろう！」と題し、図書館宿泊体験企画を実施した。

本企画は名古屋市図書館100周年企画¹⁾²⁾の一つとして実施した。100年の歴史を感じてもらえるような企画、普段の図書館利用では体験できないような企画ということで、以前から要望があった図書館宿泊体験に挑戦することにした。

また、2023年はくしくも関東大震災100年でもあることから、過去の自然災害や今後の備えについて考える機会としたいと考え、防災体験も盛り込んで企画することとした。

2. 図書館宿泊体験企画について

(1) 参加要件

先行事例が複数あったが、多くは児童や親子を対象としており、夜間は消灯していた。本企画では、夜の図書館の雰囲気を楽しみたいという思いから、成人を対象とした。参加費は無料とした。

(2) 参加申込

一人一人の体験の質を重視し、かつ従事スタッフの目の届く範囲等を考慮して、定員は10名に絞った。インターネット申込フォームおよび図書館窓口で受付し、総数473名の申込があった。抽選の結果、24歳～66歳の10名が選ばれた。

申込者については日ごろ図書館を頻繁に利用する方が多く、図書館で一晩過ごすという普段できない体験をしてみたいという声が多かった。申込者の約3分の2が女性で、40代をピークとした構成であった。

(3) 従事スタッフ

名古屋市図書館全館から有志を募り、宿泊8名、夜のみ従事6名（19時～23時）、朝のみ従事3名（6時半～8時半）、合計17名で対応した。

(4) 広報

市政記者クラブに情報提供を行い、ウェブマガジン³⁾1件、テレビ⁴⁾2件（事前取材1件、当日の密着取材1件）の取材を受けた。

図書館公式X（旧Twitter）でも告知を行ったところ、名古屋市図書館としては過去最多のインプレッションを記録した。なお、企画実施中もリアルタイムで状況をつぶやき、好評であった。

3. 企画の概要

(1) プログラム

2023年10月14日(土)

- 19:30 受付開始
- 20:00 開始の挨拶
寄贈品の贈呈式
- 20:15 オリエンテーション
- 20:30 段ボールベッド組立体験
- 20:45 図書館の歴史や災害関係資料の見学
- 21:05 新聞書庫見学
- 21:35 ミッドナイト書庫ツアー
- 22:15 交流企画「おやすみ前のおしゃべりタイム」
- 22:45 段ボールベッド移動
- 23:00 休憩・仮眠

2023年10月15日(日)

- 6:45 起床
- 7:00 集合・図書館体操
- 7:10 段ボールベッド片付け
- 7:30 終了の挨拶
- 8:00 解散

(2) 寄贈品の贈呈式

防災を考えるという趣旨に賛同し、名古屋市民火災共済生活協同組合が協賛してくださることになり、参加者への防災用品の贈呈が行われた。併せて、図書館にも防災関連図書や救急セットの寄付をいただいた。

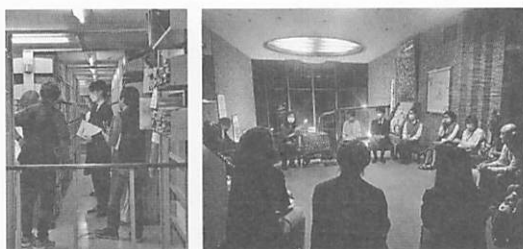
(3) 災害関係資料や新聞書庫の見学

図書館が所蔵する名古屋城下の大火、伊勢湾台風や濃尾地震などの資料について図書館員が解説し、地域の過去の災害を知る機会とした。新聞書庫の見学では、100年前の開館時の新聞記事などを紹介した。

(4) ミッドナイト書庫ツアー

鶴舞中央図書館には閉架書庫が2層あり、蔵書約150万冊のうち100万冊以上が書庫にある。多くの参加者が期待していたメインイベントの一つで、

職員が解説しながら、ときには立ち止まって参加者が蔵書を自由に手にとる機会を設けるなど、時間をかけて巡回した。



(5) 交流企画「おやすみ前のおしゃべりタイム」

参加者同士の交流を促進するために企画した。同じ場所に寝泊まりするにあたり、不安を和らげるため、多少なりとも互いの顔が見える場を設けたほうがよいという意図もあった。

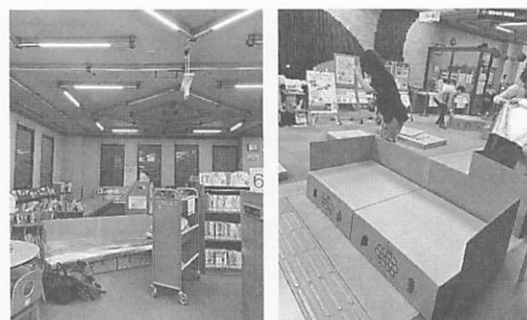
自分の好きな本や図書館への思いなど、参加者と職員で語り合った。すでにいくつかのプログラムを合同で体験していたためか、参加者の口はなめらかで、想像以上に盛り上がった。

(6) 休憩・仮眠

参加者の休憩・仮眠用のベッドは、市防災危機管理局の協力を得て、実際に避難所で使われる組立式の段ボールベッドを借用した。防災体験の一環として、組立や片づけをプログラムに組み込んだ。なお、毛布と枕はレンタルした。

参加者の安全を確保するため、また、夜通し読書できるようにするため、照明は一晩中つけたままにした。

ベッドを置く場所は、1階閲覧スペース内であ



れば自由とした。読みたい本や荷物を置けるように、ブックトラックを一人1台提供した。

この時間帯、職員の付添有で自由に書庫に入れるようにしたが、深夜まで書庫で過ごされた方もいた。ほとんどの参加者は、1～2時ごろには就寝していた。

(7) 図書館体操

図書館体操⁵⁾は、みちのく図書館員連合の庄子隆弘さんが考案した、図書館員のための体操である。図書館員の日常業務を体操にするとともに、東日本大震災で大きな被害を受けた東北の図書館員として、記憶が風化しないように、また体操を繰り返すことで防災意識を持ち続けるという思いを込めて考案されたものである。この体操の動画を流し、参加者とともに体験した。

(8) その他

図書館からの本格的な食事の提供はせず、防災備蓄品の水（ペットボトル）とビスケットの提供にとどめた。夕食は事前に、朝食は解散後に各自で行ってもらうこととし、企画参加中の軽食等の持ち込みを可とした。

万一の事故に備え、参加者はイベント保険に加入した。

4. 参加者の声

参加者に対して終了後にアンケートを実施したところ、非常に好評であった。特に書庫ツアーと交流企画が好評で、普段は入れない場所へ入れたこと、さらに、本好きな人同士で交流できたことが、参加者にとっては得難い体験であったようである。

5. 反省点・今後に向けて

参加者からは非常に評価の高いイベントであり、各種メディアの注目度も高く、名古屋市図書館の市民への認知度を高めるという点では有意義なイベントであった。

しかしながら、拘束時間が長いため、あるいは深夜や早朝の従事になるため、職員の負担は大きかった。

普段の図書館とは少し違う体験を味わう、あるいは、普段は入れない場所へ入れるという体験が評価されたことを考えると、閉館後の書庫ツアーや交流会を行うなど、宿泊を伴わない形で開催するのもよいのではないか。

今回の企画は多くの関係者の協力を得て実施することができた。長時間にわたる企画を無事、事故等なく終えることができたのはこの関係者の協力の賜物である。この場を借りて御礼申し上げる。

注

- 1) 名古屋市図書館：名古屋市図書館100周年記念事業 (<https://www.library.city.nagoya.jp/oshirase/100anniversary.html>)
- 2) 大井亜紀 Book Mobile（ブック・モービル）サミット開催：移動図書館の新たな可能性を求めて 図書館雑誌 2024.4 pp.208-210
- 3) サカエ経済新聞 鶴舞中央図書館で「図書館に泊まろう！」30万冊を朝まで好きなだけ読んで (<https://sakae.keizai.biz/headline/3594/>)
- 4) メ〜テレウェブサイト 「図書館に泊まろう！」本好きにはたまらない、館内ツアーは普段踏み入れないエリアへ (<https://www.nagoyatv.com/news/?id=021364>)
- 5) 図書館体操第一【公開 ver 01】(YouTube) <https://www.youtube.com/watch?v=qcMfJmCR4is>
(いくたけ たかし：名古屋市鶴舞中央図書館。
さいとう もりと：名古屋市山田図書館)
[NDC10：015.8 BSH：名古屋市鶴舞中央図書館]

特集★図書館の話題アラカルト

備前市「まちじゅうどこでも図書館」事業

— あなたも図書館オーナーになってみませんか —

小橋智裕

備前市立図書館は、人口1人当たりの本の貸し出し冊数が、およそ20年にわたり岡山県下自治体では最も低い状態が続き、2023（令和5）年調査では2.4冊となっています。活字離れだけでは済まされない低い水準となっており、市民の図書館利用の増加と読書習慣の定着が、大きな課題となっています。

市内には、図書館（本館）、日生（ひなせ）分館、吉永（よしなが）分館がありますが、3館合わせて面積は582㎡と小さく、開架が少ないため十分な本の展示が出来ず、読書スペースも狭く、ゆっくりと本を読み、勉強できる環境が整っていません。利用者からも不満と改善要望が度々あり、近隣自治体の図書館リニューアルもあって、備前市でも新しい図書館を切望する声が年々高まっていました。2020（令和2）年度の基本構想を経て、2022（令和4）年度に新図書館の建設に係る基本設計を始め、今年、2024（令和6）年度に建設に着手する予定です。

図書館利用者や、これまで行った新図書館建設に向けたワークショップの参加者からは、新図書館を歓迎する声が多くある反面、「遠くて日常的に利用できない。」「分館との格差が広がる。」など、新施設への機能集中により図書サービスに地域差や偏りが出ることを懸念する意見も出てきました。

以前から備前市立図書館では、図書館施設外での事業として、市内の地区公民館等サービスポイントを毎月1回自動車文庫で巡回し、来館出来ない方へのサービスを提供していますが、市内全域

を網羅するには至っていません。

低迷している図書館利用や読書習慣の定着を推進するには、新しい施設に加え、何か起爆剤が必要だと感じていました。

このような状況の中、2021（令和3）年5月、教育長に松畑熙一（まつはた きいち）氏が就任し、新しい教育大綱の基本理念である「すべては子どもたちのために—みんなでつくる教育のまち・備前市」に基づき、特に「みんなでつくる」を具現化するため、「図書館のまち備前市」—「まちじゅうどこでも図書館」として図書館を、まちづくり・人づくりの中核を担う拠点とすることを目指すことになりました。

備前市立図書館本館を中心に据え、図書館分館・公民館の図書コーナー、学校図書室（児童・生徒のみ利用可）などに加え、「備前市まちじゅう図書館認定要綱」（2022年7月22日施行）により、市内で運営する個人、事業者、団体等の私設文庫を「ご近所図書館」、さらに自宅の一部を開放していただく「おうち文庫」・「縁側本棚」などを市が認定することにより、市民がいつでも、どこでも、誰もが本を手に取り読書に親しむことができる環境づくりの実現を提唱し、「まちじゅうどこでも図書館」事業を開始しました。

「備前市まちじゅう図書館認定要綱」施行時点で、市内に数件、既に私設文庫が開設・運営されていたため、そのうちの1か所を第1号として認定し、続いて市内の複数の個人、団体、企業等を認定しました。

これまでは個々に運営していた各施設について、施設の場所、蔵書数、開館日、開館時間、施設のPRなどの情報をまとめた冊子を作成し、市内各施設へ配布、また備前市ホームページなどSNSで広く情報発信して認知度を上げ、利用促進につながることを目指しました。

2024年5月現在、認定は12施設で、その内容はバラエティーに富んでいます。

○「湯の家（かたのいえ）テッチャン文庫」は、オーナーが趣味で集めた本を多数展示し、学校帰りの学生も立ち寄り自習できる私設文庫。



◀湯の家
テッチャン文庫

○「放課後スペース INBase（インベース）」は、JR伊部駅に隣接している中高生の放課後の居場所に設置した、中高生向けや、一箱本棚オーナーの個性ある本を展示している貸し本棚。

○「コミュニティカフェ天 goo（てんぐう）」は、建物オーナーの集めた歴史的な本や子ども向けの絵本を幅広い世代の交流スペースで展示している古民家を改装したコミュニティカフェ。



◀コミュニティカフェ
天 goo

○「とんとんとんの森」は、絵本と児童書を多く取り揃え、趣味で集めたアイテムを多数展示し、24時間年中無休で開館している、個人宅の一部を改装した図書館。



▲とんとんとんの森

○「ゆう木小文庫」は、地元住民から寄付された本を多く並べている本棚を設置している郵便局。

○「片上みらい食堂」は精神医療福祉・認知症関係の本をそろえ、交流会などのイベントも開催するコミュニティレストラン。



◀片上みらい食堂

○「直ちゃん文庫」は、オーナーの集めた、郷土出身の作家や郷土史に関する本を中心に取り揃えた文庫。

○「すずらん亭ライブラリー」は、元工場の建物を使い、煉瓦と板で作った本棚を配置、オーナーご夫婦の前職に関連したシナリオ関係や美術、英仏語学などの書籍、大型絵本などを展示している文庫。



◀直ちゃん文庫



◀すずらん亭
ライブラリー

○「わくわくの一む」は、子育てのためのふれあい交流拠点内にある、スタッフが選書し展示している図書と、その出張拠点（子育てひろば2か所）の本棚。



▲わくわくの一む

○「憩いの家 ひかり文庫」は、まもなく創立130年を迎える教会にある絵本・児童書・一般図書を配した文庫。

実際に各施設を訪れてオーナー、スタッフの皆さんとお話しをすると、それぞれ本に対する強い想いがあり、総じて多くの方に来て本を読んでもらいたいという希望を持っていました。



◀憩いの家
ひかり文庫

私たち公立図書館では、地域住民に対し広くさまざまなニーズに応えることが出来るよう、平均値をとるような選書を行っていますが、認定各館では、自由に自分たちの好きなもの、必要なものを大胆に収集・展示し、各施設の雰囲気も違い、どこも大変魅力的に感じました。

その一方で、最初に複数の施設を認定して以降、認定数が伸び悩んでいます。

情報発信が広報誌・SNSでの一方的な提供が中心だったとの反省もありますが、何人かの方にお話しを聞いたところ、自宅の一部を開放していただく「おうち文庫」・「縁側本棚」については個人情報（住所、名前など）の公開が必要なこと、自宅に不特定多数の方が訪れるため、安全面での不安なども挙げられていました。

制度発足から間もなく2年を迎えますが、これらの課題に向き合い解決策を探しながら、認定施設の周知と新規認定募集の啓発に努めています。

「まちじゅうどこでも図書館」の魅力を、市民に届け、市内各所でこの取り組みに賛同する個人、団体、企業が増え、「まちじゅう」に本を読むことが出来る場所が点在するようになれば、「図書館のまち備前市」として、自治体と地域の新しい図書館の連携が出来上がり、新図書館も含めた備前市の魅力となり、図書館利用の増加と読書習慣の向上につながっていくと考えています。

—あなたも図書館オーナーになってみませんか—

（こばし ともひろ：備前市立図書館）

〔NDC10：016.2175 BSH：備前市立図書館〕

特集★図書館の話題アラカルト

知のバトンをつなぐために

— 公益財団法人江北図書館の取り組み —

久保寺容子

■はじめに

江北図書館（滋賀県長浜市）は、1906（明治39）年に設立した私立の公共図書館である。現在日本には3,310館の公共図書館が存在するが、そのうち99.5%にあたる3,292館が公立図書館で、私立図書館はわずか18館にすぎない¹⁾。1907（明治40）年には私立図書館が150館以上あったというが、その多くが資金難や後継者難により閉館、あるいは公立図書館へと移行し、消えていったのである。後ろ盾を持たない私立図書館が存続することは容易なことではない。個人の志で設立した江北図書館が100年以上もの間、地域によって支えられてきたこと自体、稀有なことだと言えるだろう。

ここでは、江北図書館の歴史と2021（令和3）年から2024（令和6）年にかけての取り組みについて紹介したい。

■江北図書館の歴史

江北図書館は1902（明治35）年、滋賀県伊香郡余呉村（現 長浜市余呉町）出身の杉野文彌（^{すきのぶんや}1865（慶應元）～1932（昭和7））が故郷に開設した「杉野文庫」を前身とする。文彌は図書館設立の理由を『読書の友』（読売新聞社、1912（大正元）年、第4号）



▲江北図書館 外観

の中で次のように記している。

「或時、今川小路を通ると、日本教育会の図書館があったので入ってみると其の中に『パーソンナー文庫』といふものがあって、法律書ならばどんなものでもある、原書もあれば訳書もある。そして朝の八時から晩方八時まで一日一銭五厘で好きな本が読まれる。（中略）ああ図書館といふものは便利であり難いものであると非常に嬉しく思った。それから毎日々々通ったものである。之が抑々自分が後日成功したならば是非図書館が建てて見たいといふ考へを持った動機である。」²⁾

明治30年代はフィランソロピー活動（慈善事業）が盛んに行われていた時代である。篤志家たちによって次々と図書館が設立されたことで、1897（明治30）年当時30館だった図書館は5年後66館に、そして10年後には150館にまで急増したのである³⁾。だが、杉野文庫のように自らの利用体験が元となり、刻苦勉励の末、設立された図書館というのは、けっして多くはなかったものと思われる。

その後、「杉野文庫」は木之本村（現 長浜市木之本町）に移転。伊香郡役所の協力を得て1906年に財団法人の許可を取得し、翌年の1月8日に「財団法人江北図書館」として開館したのである。

江北図書館が誕生してから118年が経つ。だが、その道のりはけっして順風満帆だったわけではない。郡役所制度廃止による組織の脆弱化、創設者の死、戦後の大恐慌、市町村合併による支援の消滅など、度重なる困難に直面し、幾度も閉館の危機に見舞われた。それにもかかわらず、生き残ることができたのは、江北図書館が「なくてはならないもの」として地域の中に位置付けられ、その期待に応えるべく、先人たちが連綿と努力を重ねてきたからに他ならない。

■役割と可能性

2021年6月、江北図書館を存続させるためのバトンを受け取った。私たちはなにをなすべきか。そもそも江北図書館の役割とは何なのか。一新したメンバーが最初に向き合わなければならなかったのが、図書館の基本方針を定めることだった。協議を重ねた結果、出した答が「①青少年の育成と地域文化の向上という杉野文彌の志を引き継ぐ」「②地域コミュニティを大切にし、居心地の良い空間作りと積極的な蔵書資料の活用を行う」「③情報の拠点となり、地域の人たちと共に育ち、町を創る図書館になる」という3点だ。それは、従来の図書館が担ってきた役割に、地域交流の拠点になるという新しい視点を加えたものであった。

書架の整理

まず取り組んだのが書架の整理だ。居心地の良い空間作りと積極的に蔵書資料を活用するためには魅力的な書架構成が必須である。だが、経営難のため、流行りの図書を購入する余裕はない。そこで思考を転換し、古い図書の活用へと舵を切ったのである。ありがたいことに江北図書館には近隣の図書館が所蔵されていないような古い図書を多数保管している。古い図書でもその魅力を伝え来館者が手に取りたくするような書架にすれば、図書館の強みになるのではないかと考えたのだ。結果、来場者は急増。「懐かしい空間の中で懐かしい本を手にすることができた」「祖母のころの生活を本によって知ることができた」「とても面白い図書館だった」等の声が寄せられるようになったのである。

イベントの開催

次に取り組んだのが、イベントの開催である。イベントは一過性の事業であるものの、人を集める効果は大きい。人が集まれば、図書館と人、人とひとがつながるきっかけが生まれるのではないか。そう考えて、貴重資料⁴⁾を活用した企画展示や本棚の中で行うミニコンサート、全国から出店者を募った一箱古本市や講演会など多彩なイベントを実施した。スタッフが少ないため、準備段階から後始末まで地域の任意団体やボランティア団体の力を借りての開催となったが、そのことが思わぬ幸運をもたらした。地域内外の人たちの交流の場が生まれただけでなく、地域住民との関係が深まり、いっきに支援の輪が広がったのだ。それは、江北図書館が知の宝庫としてだけでなく、知の媒介機関や地域交流の場の役割も担っていることを、実感として捉えることができた体験でもあった。

野間出版文化賞特別賞の受賞、書籍「江北図書館」の刊行、クラウドファンディングへの挑戦

2022（令和4）年、出版に関する優れた表現活動

を行った個人、団体等を顕彰する野間出版文化賞特別賞（第4回）を受賞。「個人が設立して100年以上もの間、地域住民が運営を続けてきた」点や、「運営メンバーらが『思いを次世代につなぎ、愛される図書館にしたい』と再生に向けて積極的に取り組んでいる」点が評価されたのである。また、この受賞を機に江北図書館を紹介するための書籍『江北図書館』⁵⁾を刊行。さらに、2022年12月から2023（令和5）年3月にかけて、本館の緊急修繕とフリースペースを併設したトイレの新設を目標にクラウドファンディングに挑戦。積極的にメディアに出てPR活動を行ったことが奏功し、目標金額を達成。2024年3月末に、緊急を要する修繕を終え、新館を竣工することができたのである。

新館「Lib+」のオープン

新館の名称は「Lib+（リブプラス）」。わずか43㎡ほどの小さなスペースであるが、図書館に新しいコトをプラスしようという思いと、常にプラス思考でいこうという意志が込められている。そして、この考え方によって生まれた最初の+（プラス）が、地元のパン屋と地元の絵本作家の協力によって誕生したパンと絵本⁶⁾である。絵本に登場するパンは江北図書館のシンボルでもあるアーチ型の窓の形をしており、そのパンを「Lib+」に併設したカフェで食べられるという仕組みだ。それは、図書館を訪れ、絵本を読み、絵本に登場する江北図書館のパンを食べるという経験が、読書のきっかけになり、図書館の記憶になり、ひいては町の矜持につながればという、三者の思いの結晶でもあった。

「Lib+」のオープンから2か月が経つ（執筆時）。図書館への来場者は増加しつつある。とりわけ、若い家族連れや中学生、高校生の姿が図書館に戻ってきたことは、嬉しい効果だ。

登録有形文化財に登録

また、2024年3月に、江北図書館の建物が登録有形文化財に登録された。このことにより、今後

は私立図書館と文化財の両方の「たからもの」を守ることになった。当然、老朽化した建物の大改修も必要である。課題は尽きない。

地域とともに地域の中で生き続ける図書館

今も手探りの活動が続いているが、この3年間で気づいたことが一つある。地域コミュニティはつくるものではなく、生まれるものということだ。そして、そのために図書館ができることは「個と個がつながる場」を提供するということだ。江北図書館が120年近くも「なくてはならないもの」として存続することができたのも、けっして大上段に構えることなく、地域人たちと対峙し、地域とともに生きてきたからに他ならない。課題を資源に、課題を可能性に。古いものを守りながらの図書館づくりは、始まったばかりである。

注

- 1)『日本の図書館 統計と名簿 2023』（日本図書館協会 2024年）より
- 2) 杉野文彌が利用していた図書館は1887（明治20）年誕生の大日本教育会書籍館だったと思われる。
- 3)『日本近代教育百年史 7』p.526（国立教育研究所 1974（昭和49）年）より
- 4) 江北図書館理事会によって貴重と認めた下記の資料を貴重資料という。江戸時代から大正時代の図書や伊香郡役所文書、伊香郡の地籍図等 合計11,585点
- 5)『江北図書館-120年続くいさなふるい私設図書館』（岩根卓弘編 能美舎 2022年）
- 6)『パンやのボボさん』（山田美津子作・絵 能美舎 2024年）
（くぼでら ひろこ：江北図書館）
[NDC10：016.2161 BSH：江北図書館]



霞が関だより

▶第248回

◎文部科学省

令和5年度子供の読書活動の推進等に関する調査研究 (読書活動の推進に携わる人材の育成に関する実態調査)

1. 概要

本年6月、文部科学省は、「読書活動の推進に携わる人材の育成に関する実態調査」報告書を公表しました。

近年、急速に変化するデジタル社会において、GIGAスクール構想の進展、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」や「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」を踏まえ、多様な子供たちの個別最適な読書環境を整備し、すべての子供の読書機会を確保するために、ICTを効果的に活用し、アクセシブルな書籍や電子書籍等を整備すること等が求められています。こうした状況の中では、教師、保育士、学校司書、司書等、子供の読書活動に関わる人材にも、さまざまな知識や能力、スキルの向上が期待されています。

政府が策定した第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（令和5年3月28日閣議決定）においても、こうしたニーズに対応できるよう、国、都道府県、市区町村、図書館等、関連機関は、読書活動に携わる人材育成の在り方を見直し、必要に応じ、研修その他の適切な措置を講ずることとしています。

これらを踏まえ、文部科学省は令和5年度に「読書活動の推進に携わる人材の育成」をテーマとした実態調査を行いました。本調査においては調査検討委員会を設置し、地方公共団体で実施されている、司書教諭、学校司書、教師、保育士、司書・司書補等の子供の読書活動の推進にかかる研修についてのアンケート調査を行いました。また、有識者の助言を受け、個別のヒアリング調査を行い、教育委員会や図書館、養成機関等、さまざまな

事例の収集と、その結果に関する同委員会における分析等をまとめました。

なお、調査にあたっては、有識者からなる調査検討委員会を設置し、助言等を受け、報告書等をまとめました。

○調査検討委員会（調査時点の所属）

秋田 喜代美（座長） 学習院大学教授

秋山 里和 千葉県総合教育センター研修企画部
基礎力向上班班長

小林 隆志 鳥取県立図書館館長

竹村 和子 公益社団法人全国学校図書館協議会
常務理事・事務局長

野口 武悟 専修大学教授

2. 実態調査

47都道府県、1,724市区町村の教育委員会・首長部局の公立図書館所管課、学校図書館所管課、教員研修担当課、幼児教育所管課、保育所所管課、および公立図書館に対してアンケート調査を実施し、子供の読書活動の推進に携わる人材に対する研修等の人材育成に関する取組の実施状況（研修実績は令和5年1月～令和5年12月の1年間の実施状況（12月は見込みを含む））を調査しました。職員数等の状況等は令和5年5月1日現在（データがない場合はこれに代わる最新の状況）について把握しました。回収数は1,293自治体（回収率73.0%）でした。

（1）都道府県立図書館主催の研修状況

57の都道府県立図書館から回答があり、研修を主催し

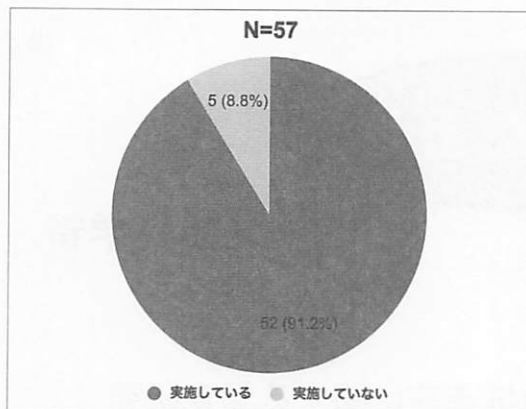


図 1. 都道府県立図書館の研修主催有無

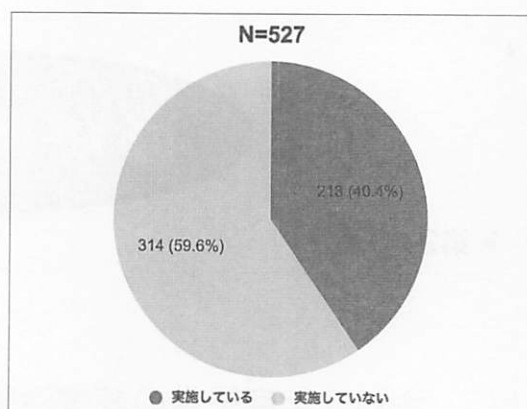


図 2. 政令市・中核市立図書館の研修主催有無

ていたのは44都道府県・52館（91.2%）でした（図1）。都道府県立図書館が主催する研修の実施内容として最も多かったのは「子供の読書活動推進」であり、司書・司書補に対して65.4%、管理職に対して46.2%、その他職員に対しては55.8%が実施していました。

一方、本調査研究のテーマである「デジタル社会への対応」に係る研修は、司書・司書補に対して48.1%、管理職に対して40.4%、その他職員に対して44.2%の実施にとどまっていました。また、「障害者サービス」に係る研修も、司書・司書補に対して57.7%、管理職に対して46.2%、その他職員に対して50.0%の実施と、約半数の結果となりました。

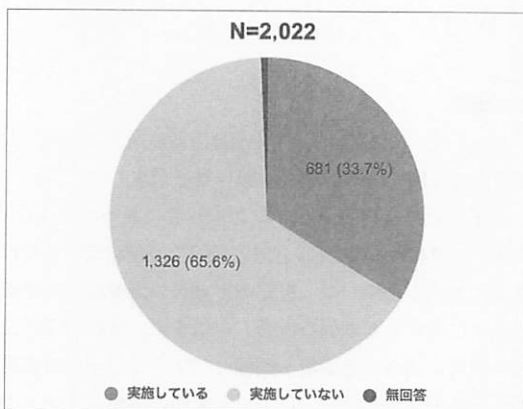


図 3. その他市区町村立図書館の研修主催有無

（2）公立図書館主催の研修における地域内の読書活動に携わる人材育成の状況

政令市・中核市では527館からの回答のうち213館（40.4%）が研修を主催していました（図2）。その他市区町村では2,022館からの回答のうち681館（33.7%）が研修を主催していました（図3）。

研修内容に関する回答を見ると、政令市・中核市立図書館では「図書館の防災対応、災害時の行動」が最も多く、司書・司書補に対して72.3%、管理職に対して57.7%、その他職員に対して56.8%が実施していました。一方、「デジタル社会への対応」に係る研修は都道府県立図書館より低く、司書・司書補に対して33.3%、管理職に対して23.0%、その他職員に対して25.8%が実施という結果となりました。同様に、「障害者サービス」に係る研修は、司書・司書補に対して43.2%、管理職に対して25.8%、その他職員に対して31.5%と、低い実施率でした。

（3）主体毎の研修実施状況

公立図書館が研修を主催しない理由として、政令市・中核市立図書館では「本館・中央図書館が主催の研修に参加しているため」が39.5%、その他市区町村立図書館では「都道府県立図書館が主催の研修に参加しているため」が19.9%の結果となりました。

特別支援学校を含む学校教員研修担当課や幼児教育所管課、保育所所管課が主催する研修における子供の読書活動に係る研修の実施割合は、都道府県における幼稚園教諭・保育教諭を対象とした法定研修以外は半分未満でした。研修を実施していない理由としては、ほとんどの主体から「他内容に関する研修の方が優先度が高い」という回答が多く挙げられました。

デジタル社会への対応・デジタル社会に対応した読書活動等に係る研修の実施状況について、政令市・中核市の学校図書館所管課以外の主体では半分未満の実施率で

あり、都道府県と政令市・中核市の幼児教育所管課や政令市・中核市とその他市区町村の保育所所管課が主催する研修ではほとんど実施されていませんでした。その研修を実施していない理由として「他内容に関する研修の方が優先度が高い」という回答が多く挙げられ、特に都道府県と政令市・中核市、その他市区町村の学校図書館所管課、都道府県教員研修担当課、都道府県幼児教育所管課では70%以上でした。他方、公立図書館・公立図書館所管課からは「公立図書館におけるICT環境の整備等デジタル社会への対応がまだできていない」という回答もありました。また、研修の実施に際してはほとんどの主体が「研修参加者の理解度にばらつきがある」ことを理由にしたテーマ設定の難しさが課題として挙げられました。

障害者サービス・障害のある子供の読書活動・障害のある子供への読み聞かせに係る研修の実施率は、都道府県立図書館と政令市・中核市教育委員会公立図書館所管課以外の主体では半数未満でした。またデジタル社会への対応・デジタル社会に対応した読書活動に係る研修の実施状況と比較すると、学校図書館所管課主催の研修以外では実施率は高い結果となりました。実施していない理由としては、デジタル社会への対応に係る研修と同じく「他内容に関する研修の方が優先度が高い」という回答が多く、特に政令市・中核市を除く市区町村では「どのような内容を実施すれば良いかわからない」という回答が、デジタル社会への対応に係る研修と比較して多い主体もありました。障害者サービス等に係る研修の実施に際して感じている課題としては、多くの主体において「基礎的な内容のインプットに留まり、実践的な内容の研修ができていない」という回答が最も多い結果となりました。

3. ヒアリング調査

電子書籍等を活用した子供の読書活動推進に係る取組に力をいれている学校や図書館等にヒアリング調査を実施しました。

<図書館職員を対象とした事例>

①徳島県教育委員会

社会福祉事業団と連携した読書バリアフリー研修

②山形県立図書館

実践しやすさを重視した研修の実施

③多摩市立図書館

会計年度任用職員を含む職員へのデジタル活用の実践的な研修

<学校司書（学校図書館担当職員）を対象とした事例>

④北海道教育委員会

学校司書（学校図書館担当職員）を対象とした講習プログラムの充実

⑤杉並区立済美教育センター

学校司書を対象とした多様な研修の充実

<その他を対象とした事例>

⑥国立青少年教育振興機構絵本専門士委員会事務局

絵本専門士養成講座の取り組み

※本調査の詳細については、以下の文部科学省ウェブサイトをご覧ください。



◀「図書館の振興（子供の読書活動の推進等に関する調査研究）」https://www.mext.go.jp/a_menu/shogai/tosho/index.htm

[NDC10：0195 BSH：1.読書 2.児童 3.研修(図書館員)]

季刊『現代の図書館』刊行のご案内

*現代の図書館編集委員会編 B5判・平均56ページ・定価：1,430円（税込）

第61巻（2023）

◆No.1 2023.3 特集：関東大震災100年－地震と図書館

- 帝国図書館と関東大震災……………長尾宗典
 関東大震災と東京帝国大学附属図書館－不要論から見る附属図書館の大学内における位置付け……………河村俊太郎
 関東大震災による横浜市内の図書館の被災と復興－公共図書館を中心として……………新藤 透
 2月6日のトルコ・シリア大震災－図書館への影響と復興プロセスにおける図書館の役割……………エルトゥールル・シメン，訳：須永和之
 投稿
 京都集書院150年－別の見かたで……………堀奈津子
 我が国の公共図書館における障害者への健康医療情報提供サービスの展望……………三輪眞木子，田村俊作，野口武悟，八巻知香子

◆No.2 2023.6 特集：著作権の現在

- 公共図書館における著作権法改正への対応について－福島県における事例を参考に……………二瓶 優
 学校図書館における著作権……………有山裕美子
 SARTRAS設立の背景と授業目的公衆送信補償金制度の現状，今後の課題……………池村 聡
 図書館によるデジタル貸出に関するEU・米国の裁判例－VOB事件CJEU判決およびIA事件S.D.N.Y.判決の紹介……………鈴木康平
 AIと著作権－AI生成表現の著作物性……………奥邨弘司
 IFLA図書館情報学（LIS）専門職教育プログラムのためのガイドライン
 クララ M. チュー，ジャヤ・ラジュ，クリス・カニンガム，ジ・ジュミン，ヴァージニア・オルティス・レピソ・ヒメネス，アイーダ・スラビック，アナ・マリア・タラベラ＝イバラ，ソハイミ・ザカリア，訳：日本図書館協会国際交流事業委員会

◆No.3 2023.9 特集：読書論を読む

- 小説を読むヒント……………廣野由美子
 ネガティブ・リテラシーの効用……………佐藤卓己
 「働いていると本が読めない」社会を変えるために－映画『花束みたいな恋をした』から読み解く現代の労働と読書……………三宅香帆
 子どもと子どもの読書の今とこれからを考える……………汐崎順子
 読書の世界におけるウォーキングとスポーツカー……………郝 明義，訳：須永和之
 図書館における指定管理者制度の導入等の調査について2022（報告）……………日本図書館協会図書館政策企画委員会

◆No.4 2023.12 特集：データリテラシー実践の今

- データリテラシーの意義……………溝上智恵子
 図書館におけるビジネスレファレンススキルの高め方……………伊藤正啓
 データをいかに伝えるか－入手法と活用法……………山澤成康
 新型コロナ感染の統計の見方……………岩田健太郎
 犯罪統計のデータリテラシー……………浜井浩一
 EBPMとエビデンス・リテラシー……………田辺智子

会員募集のご案内—会員の皆さまへ

日本図書館協会（JLA）では正会員、準会員、賛助会員を募集しております。

本法人は、全国の図書館の発展、文化の進展を図る事業を行うことにより、人々の読書や情報資料の利用を支援し、もって文化、学術、科学の振興に寄与することを目的としています（定款第3条）。

これからの日本の図書館界に清新な活力を注いでくださる皆さまのご参加を求めています。会員の皆さまにおいては積極的な勧誘をよろしくお願い申し上げます。

詳細については本法人ホームページ「入会のご案内」をご覧ください。

<https://www.jla.or.jp/membership/tabid/270/Default.aspx>



日本図書館協会の活動を豊かなものにするために

ご寄附のお願い

本法人は、全国の図書館の進歩・発展を図るため、図書館運営の支援および政策提言、図書館職員の育成並びに研修・講習や図書館運営に関する調査・研究・資料収集、機関誌等の刊行など、図書館活動を通じたさまざまな事業を展開しています。

こうした公益目的にかなう事業のさらなる充実を図り、21世紀のよりよい文化的社会を築いていくため、広く市民や会員の皆さまからのご寄附を受け付けております。

なお、本法人への寄附金には特定公益法人としての税制上の優遇措置が適用され、所得税・法人税の控除が受けられます。

詳細については本法人ホームページ「ご寄附について」をご覧ください。

<https://www.jla.or.jp/jla/tabid/457/Default.aspx>



charibon^{チャリボン} by V.B

あなたの本のご寄附が全国の図書館を支えます。

皆様の読み終えた本が図書館をサポートする活動に役立ちます。ご提供いただいた書籍、CD、DVD等を提携会社が買い取り、代金が日本図書館協会への寄附金となります。段ボールに詰めてご連絡ください。5冊（点）以上なら送料はかかりません。



古本を寄附
書籍類を梱包

集荷
配送会社

仕分け・査定
VALUE BOOKS

ファンドレイジング
日本図書館協会

5冊から送料無料

買取相当額の寄附

<https://www.charibon.jp/partner/jla/> TEL:0120-826-295（バリューブックス）

れふあれんす

三題噺

連載その三百十一

調布市立中央図書館の巻

調布市立中央図書館のレファレンス事例

◆
返田玲子

調布市は東西に長い東京都の中央より少し東にあり、中央図書館は最寄り駅から徒歩3分、市役所隣、12階建てビルの4から6階にあります。レファレンス専用カウンターは、5階にあります。

クイックで終了するものがほとんどですが、継続となった質問は「レファレンス申込・回答記録」という用紙を使い、カウンターに出る職員が交代で調査します。回答は1週間をめどとし、継続するかどうかは利用者と相談します。回答は、利用者自身が応用・継続できるよう、調べ方なども合わせて紹介するようにしています。

その1

イスラエルがユネスコから脱退した日を知りたい。

利用者はすでに3人で調査しており、その結果2017年10月と2018年12月31日という意見が出たが、正確な日付を知りたいということでした。

ヨミダス（読売新聞のデータベース）に「ユネスコ脱退意向 イスラエルも表明」という記事が2017年10月13日にありましたが、正確な脱退日は書いてありません。

ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）は国際連合の下部組織であることから国際連合広報センターのホームページを見えています。国連の加盟脱退年月日はありますが、ユネスコについては記載がありません。

2017年に報道があるので、その頃の統計白書類を確認。『世界統計白書 2015-2016』（木本書店 2015）、『世界国勢図会 2018/19』（矢野恒太記念会 2018）、『世界国勢図会 2019/20』（同 2019）には載っていません。

『世界年鑑 2018』（共同通信社 2018）の78p.「国連教育科学文化機関【2017年の動き】」に「米国に続きイスラエルのネタニヤフ首相も脱会の意向を表明」、231-232p.「イスラエル【対国連関係】」に、10月12日脱退表明、12月29日ユネスコが脱会通知受理、脱退時期は18年末であることが書かれています。

翌年の『世界年鑑 2019』に記載はありません。

『世界年鑑 2020』の78p.「国連教育科学文化機関【2019年の動き】」に「米国とイスラエルが1月1日午前

0時をもって脱退」とあります。

ちなみにWikipediaでは2018年12月31日と表記されています。この微妙な違いが気になります。

国際機関の規約について調べてみると、国立国会図書館の『レファレンス 844号』（2021.4）p.75-95に「国際機関からの脱退に関する制度－米国の事例を中心に－」という論文があり、79p.にユネスコの脱退規定も載っています。これによると「発効日」は「通告が行われた年の翌年の12月31日」とありました。

調査はここまでとし、利用者には出てきた情報をお伝えして終了となりました。

その2

安政元年12月21日に締結された日露和親条約をロシア語版で読みたい。

ご自分で日本語資料は見つけており、ロシア語を探していました。法律や条約は通称でとっていることが多く、調べるには正式名称を確認しておいた方が効率的です。Wikipediaで正式名称は「日本国魯西亜国通好条約」と判明（最近ではWikipediaをさっと使う例が多く、今回もお世話になっています）。

アジア歴史資料センター（<https://www.jacar.go.jp/>）で正式名称を検索すると1件ヒットしました。レファレンスコードB13090771200の閲覧ボタンをクリックすると本文が表示されます。『旧条約彙纂 第一巻（各国之部）第二部 昭和九年四月外務省条約局編』に日本語、ロシア語、オランダ語、フランス語で載っています。（<https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F2013100114412840343&ID=M2013100114412840355&REFCODE=B13090771200>）

これは、国立国会図書館デジタルコレクションでも、公開されています。永続的識別子1449557と1446991『旧条約彙纂 第1巻 第2部』（外務省条約局 1934）で、どちらもコマ番号287からです。

紙媒体の『旧条約彙纂 第1巻 第2部』は調布にはなく、都立図書館にありますが、協力貸出できません。

条約締結時期がわかっているので『大日本古文書 幕末外国関係文書之八』（東京大学出版会 1985）にあたっています。410p.に載っていますが、日本語のみです。

日ロ外交関係の所蔵本を何冊か見えています、ロシア語で載っているものは見つかりませんでした。

調査の参考にレファレンス協同データベースを“日露和親条約”で検索。7件ヒットしましたがロシア語はなかったと記録されています。原稿を書くにあたり再度検索したところ、近畿大学中央図書館が2011/09/02に作成した「日露通好条約の内容を知りたい」にアジア歴史資料センターが紹介されており参考となることが確認できました。

国立国会図書館リサーチ・ナビの「日本－条約の調べ方」も参考になりました。ここで、クレス出版から『条約改正関係調書集 第12、13巻』（どちらも1996）として復刻版が出版されていることがわかりました。調布にはありませんが、都立図書館から協力貸出ができます。国立国会図書館や昭和館でも見ることがができます。

最後に外交史料館のホームページ（https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryo/j_russia_2005/2_1.html）によると「日露通好条約など幕末期の日本とロシアの関係を示す条約書は、1923（大正12）年の関東大震災時に、貸出先の東京帝国大学の火災で焼失」したことが書かれていました。

利用者に上記を伝えたと、Webで見てみるとのことと調査は終了しました。

その3

富士見町にある保恵学園が現在の場所でどのように変わっていったか知りたい。

地域資料では解決しなかった事例です。利用者はある程度調べていて、昭和26（1951）年に保育所を開園する前を知りたいとのこと。

所蔵資料を“保恵”で検索しましたが、件名等含めてヒットする資料はありませんでした。

保恵学園のホームページには、「昭和26年に当時牧師であった平出慶一師…（略）…保恵学園保育所として出発しました」とありますが、昭和26年以降のみでした。

『調布市史』の事項索引を“保恵”、人名索引を“平出慶一”で探しましたがありません。たましん地域文化財団の資料検索システム（<https://www.tamashinhistory.org/%E8%B3%87%E6%96%99%E6%A4%9C%E7%B4%A2%E3%82%B7%E3%82%B9%E3%83%86%E3%83%A0>）も同様でした。

国立国会図書館のデジタルコレクションで“保恵学園”を検索すると47件ヒットし（当時）、うち5冊に記録されています。

『調布市百年史』（調布市 1968）永続的識別子2992876 105コマで設置者が日本福音基督教団で、校（園）長が名取道子氏とわかりました。

『基督教年鑑 1970年版』（キリスト新聞社 1969）永続的識別子2997285 85コマに日本福音基督教団の沿革はありますが、保恵学園のことはありません。『基督教年鑑 1952年版』（同 1951）永続的識別子2980641 446コマに当時の住所等ありますが、昭和26年以前のことはわかりません。

『宗教年鑑 昭和32年版』（文部省 1958）永続的識別子3004613 114コマによると、大正8（1919）年に内村鑑三と青山南町（現・港区南青山付近）に私立聖書学舎を設立、狛江村（当時）を経て昭和24（1949）年に調布市下石原2,500（当時）に移り日本福音基督教会設立、日本福音神学校を同法人の事業とし、昭和26年に保育所を併設し、法人名を日本福音伝道会と改め、27（1952）年に日本福音基督教団にしたことがわかりました。

『AVACO：キリスト教視聴覚教案雑誌』2(12)(17)（基督教視聴覚センター 1957-12）永続的識別子3541370 6コマの「保恵学園保育園をたずねて」という記事に「もと軍の無線隊の跡を譲りうけました。園舎も当時の建物を少し改造して使用…」という記述がありました。

再度、当館の資料検索を“平出慶一”“日本福音基督教団”で行ったところ『主のあわれみ限りなく 平出慶一自伝 第3版』（平出慶一師自伝刊行会 2013）のデータがありましたが、所蔵は国立国会図書館のみでした。『調布市教育史』を再確認しましたが、やはり載っていません。

今度は件名“キリスト教－日本－歴史”で検索。

『日本キリスト教歴史大事典』（教文館 1988）1172p.に「平出慶一」、1071p.に「日本福音基督教団」の項があり、調布に日本福音教会を設立したのが1949年8月であるなど、今までの情報を補足する内容が書かれていました。

軍の跡地を譲りうけたことから、地域資料の『太平洋戦争と調布』（調布史談会 2004）を見ると、29-30p.に西瓜畑を軍が強制買収して通信隊を作ったこと、保恵学園はその兵舎をそのまま払い下げたものであることが載っていました。

出てきた資料を利用者にお伝えして終了しています。

（そりた れいこ：調布市立図書館）

[NDC10：015.2 BSH：レファレンス ワーク]

図書館員のおすすめ本⑨1

無人島，研究と冒険，半分半分。

川上和人著 東京書籍 2023 ¥1,600（税別）

短期間で多量の図書館資料の選定を（自分ひとりのみで）している時に『鳥類学者だからって，鳥が好きだと思うなよ。』（新潮社）を知り“図書館司書だからって，本が好きだと思うなよ。”と自分に重ねて本を手にしたのが著者との出会いである。それは偶然の産物とは言え今では，その出会いに感謝している。同時に勝手に自分と重ねたことを著者に謝らなければいけない。「鳥が好きだと思うなよ」と著者は述べているが，鳥類への深い真摯な愛を随所で感じるし，学者とは思えないユーモアセンス溢れる文章のうまさに（しかも鳥類の専門的な解説もわかりやすい）即ファンになってしまった。

本書は，著者が参加した南硫黄島の2度（2007年・2017年）にわたる学術調査を鳥類学者の目線で紹介している。本州から南に約1,200kmという距離と，特異な形状から過去に人が住んだことがない島，南硫黄島での調査活動は，本来ならば過酷であるはずだが，著者は同じく参加した研究者（著者曰く，自分のやりたいことを好き勝手にやるワガママ連中）の奮闘も交えて面白おかしく報告している。まさしく研究と冒険が半分半分である。

特に山頂で天空の夜空から鳥（クロウミツバメ）が雨あられと降り注ぐ描写は圧巻で，そのような危険な状況すらも幸せと感じる著者。これこそ「鳥を愛する」著者の本心が，垣間見えたエピソードである。

海鳥が種子を運び，それが他の動植物の生態系にも関連しているのを突き止めた著者は，人間の影響が自然本来の姿を失わせてしまうことを憂いている。研究者の冒険譚に留まらず，自然と人間との関わりについても，あらためて考えさせられる一冊である。

10年後の次の調査への参加にも意欲をみせる著者の続編を楽しみに待ちたい。

きむらまさひと
（木村正人：福島県浪江町図書館）

老舗書店「有隣堂」が作る企業YouTubeの世界

有隣堂YouTubeチーム著 集英社 2023 ¥1,500（税別）

「有隣堂しか知らない世界」というYouTubeチャンネルをご存じだろうか。有隣堂は横浜の伊勢佐木町に本店のある，神奈川の図書館関係者なら知らぬ者はない書店である。それが書店の枠を超えたぶっ飛んだ公式チャンネルを作っていて，登録者は20万人を超えている。この本では，その運営の裏側がのぞけるのである。

動画は「マツコの知らない世界」（TBS系）のように，ある分野にめっちゃめっちゃくわしい人とMCがトークをする形式である。プロデューサーによると，企画内容に必要なのは「熱量を持って語れるか」という。視聴者は宣伝なんか見たくない，面白いものを見たいのだ。

刺さったのは「大事なものは，誰に向けて動画を作るのか，という目線です。（中略）『視聴者は本好きではない』という前提に立たなければならない」という部分。「@けんご小説紹介」の視聴者も7，8割は本を読みなれていない人だとX（旧Twitter）にあった。ましてや学校図書館は全校生徒を対象にするのだから，9割（現任校ではそれ以上）は本好きではないと思ってアプローチしなければならないと思っている。そして「まず有隣堂を知ってもらって，ファンを増やしていくこと。」そうだよ，ね，図書館の活性化だってまずそこからだよ，ね。

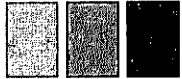
また，人気のキモはブッコローというMCのキャラである。素直に（ずけずけと）ツッコむブッコローによって話がどんどん引き出される。中の人（有隣堂社員）へのインタビューでは「興味のないジャンルがない」「人には興味しかない」と答えていた。私は熱く偏愛を語る出演者でなく，ブッコロー（のよう）になりたい。

動画を見ていなくても，失敗談や道のり，関係者へのインタビューなど面白く読める。面白いことをしている人の話は面白い。

やまだけいこ
（山田恵子：神奈川県立向の岡工業高等学校）



図書館員のおすすめ本⑨1



世にもあいまいなことばの秘密

川添愛著 筑摩書房（ちくまプリマー新書）2023 ¥900（税別）

言葉足らずで誤解されたり、意図が伝えきれなかったりした経験は誰でもあるのではないだろうか。自分の中の文脈では辻褄が合っている、文脈から切り離されて思いもよらない解釈が相手に生まれることがある。

本書では、言語学者が誤解やすれ違いの要因である「言葉の曖昧さ」を言語学的に整理して解き明かしてくれている。

「大丈夫です」は承諾なのか断りなのか。「勉強しない大学生」は、大学生全般が勉強しないのか、勉強しないのは大学生のうち一部なのか。「ギターの音を下げて」は音量なのか、音程なのか。「誰の絵？」は誰が描いた絵か、誰を描いた絵か、誰が所有している絵か。「20歳未満ではありませんか？」に「はい」「いいえ」のどちらで答えればいいのか。「太郎が好きな人が多い場所」には3通り、「頭が赤い魚を食べる猫」にはなんと5通りの解釈ができるという。

表記の曖昧さ、複数の意味をもつ言葉の曖昧さ、一般名詞による曖昧さ、構造的な曖昧さなど、要因は様々あり、異なる要因が重なっていくつもの解釈を生み出していくのである。言語学的な解説に加えて国語のテストのような問題と答えがあるのも楽しい。読み終える頃には、文章を見ると複数の解釈を考える癖がついてしまいそうである。

みんな自分自身の脳内辞書を用いて言葉を解釈している。相手の辞書は自分のとは違うことを理解しつつ、すれ違いが生じない言い回しを心がけることができれば、円滑なコミュニケーションを図ることができるだろう。

もちろん曖昧さは悪いことばかりではない。説明しすぎると言葉は勢いを失う。曖昧さがあるからスピーディなやりとりが可能になるのである。

言葉を用いて生きていく私たちに必要な気づきを与えてくれる1冊である。

（かんばらゆうこ 神原陽子：埼玉県立久喜図書館）

今日拾った言葉たち

武田砂鉄著 暮らしの手帖社 2022 ¥1,700（税別）

雑誌『暮らしの手帖』で2016年から続く同名の連載が書籍化されたもの。著者は、本、新聞、テレビ、ラジオ、SNS、街中の声等から気になった言葉を拾い上げ、当時の出来事や、発せられた言葉の背後にあるもの、言葉の先に広がるものを論評し、その言葉を受け止めるであろう誰かのことを丁寧に注意深く考え続ける。

ページを繰りながら、私も言葉を受け止め、気付かされたり疑ったりしながら真相を考える。対象に対して真摯に向き合えば言葉も誠実になり、そうでなければ、言葉は乱暴に軽々しく扱われる。すぐには意味が掴めなくても、じっくり言葉と向き合えるか、「あれ？」と反応する違和感を見過ごさないか。言葉に反応することは、自分の心が動くことだ。言葉からは、発した人間と対象の物事との関係性を垣間見ることができるが、反応する自分にも同様のことが言える。だからこそ、言葉を入口に、自分自身の誠実さをも問われているように感じる。著者は思う、「暮らしを軽蔑する人間は、言葉を大切にしない人間だ。それをひっくり返して、言葉を大切にする人間は、暮らしを軽蔑しない人間だ。なんて言えるかもしれない」（p.3）。

タイムパフォーマンス重視と言わんばかりの即効性や、わかりやすさと同調を有難がる言葉、受け手を強引にねじ伏せようとする暴力的な言葉が巷に溢れている。けれども、万事はそれで成り立つほど雑ではない。だから、私は、立ち止まって、しげしげと見つめ、急がず、おざなりにせず、簡単に答えが出せなくても「わからない」という状況を大切にしたい。「もっともっと迷わなければいけない」（p.229）、「じっくり考えるのを諦めたくない」（p.233）と著者は言うが、それは、誠実であり続けること、とも言える。

連載は現在も続いている。言葉が発せられる限り、考え、反芻することを止めてはいけな

（おの れいこ：高知大学学術情報基盤図書館）

[NDC10：019.9 BSH：書評]



図書館雑誌では、「北から南から」欄への会員のみなさまからの投稿をお待ちしています。館界や本誌へのご意見、個人やグループなどの活動報告、研究成果、また、日常業務の中で工夫していることなどを、下記の要領でお寄せください。

★字数：1200～3800字程度（図版・写真を含む）

★送り先：〒104-0033 東京都中央区新川1-11-14

日本図書館協会 図書館雑誌編集委員会「北から南から」係

E-mail: zasshi@jla.or.jp

設置者から図書館の廃止を提案されたら

ー地域図書館活動における学びと協働ー

天谷真彰

市の図書館廃止の提案とその後の経緯

平成の大合併で誕生（2004年10月）した滋賀県湖南市は、2023年8月28日の記者会見で「合併から20年近くにもなり市民の高齢化や人口の減少などの市政の将来を構想し、旧町時代に創設された市立図書館である石部図書館（石部文化総合センター内、1990年開館）と甲西図書館（1989年開館）を統一し、石部図書館を来年の3月末をもって廃止、甲西図書館の名称を『湖南市立図書館』とする議案を提案する」と発表した。廃止・解体した跡地に小規模多機能自治センター（図書館機能の残存不明）を創設するとしていた。

首都圏近くの首長からの「図書館の廃止」のニュースであったなら、図書館情報学研究者などの言葉を添え賛否両論が併記されて報道となったことであろうが、新聞社支局の昨今の状況ではこの報道さえもなされないとか、報道はあっても学識者などのコメントまでは掲載されないのが今の社会の力である。加えて、図書館関係者の意見の表明も遅れがち

なことも気に掛かるところである。

その後の経緯の概略は、9月26日の市議会定例会で提案条例の説明不足などで継続審査とし、市議会福祉教育常任委員会へ回された。市内では各種協議会や自治会などから要望書が提出されていた。10月13日、市議会連合審査会では公共施設総合管理計画と議案の不整合の手続きの不備や説明不足などで委員全員の反対で否決された。翌11月10日開催の市議会臨時会は全会一致で正式に否決した。

重要な点は、市議会・委員会では提案を市側の手続きの不備に重きを置き否決し、「なぜ図書館を残すのか」の議論が十分進まないままに終了したことである。結果として再提案などがなされた場合、存続を願う市民・図書館関係者などには今後の展開を注視する必要がある。

各地に広がりゆく人口、財政が縮小する地域社会においては、今後同様の提案が首長からなされることも想像される。そこで、なぜ残すのかの本質的な解に答えるために、思索、論理の構築と存続への行動活動につ

いて、少し私なりの思いを綴ってみたい。

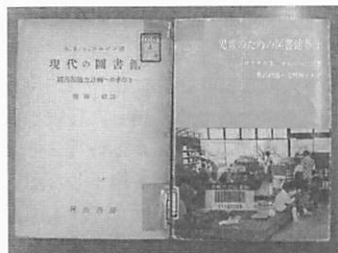
廃止案に対する思索と論理の構築を

今日までの図書館理論と政策論を討議して練り上げた「なぜ残すべきか」に添えてくれる文章がある。

そこには、公立図書館は「地域住民の要求に応える体制を維持しなければならない」、そして職員は「住民の知る自由を保障し、資料と人とを結びつける使命を自覚し、住民の資料に対する要求に応え、資料要求を拡大するために、最善の努力をはらう」と表現されている（『公立図書館の任務と目標』（日本図書館協会）の84と85から）。

住民の知る自由のために資料の要求に応える。この「要求」という語は、一般的にはNeedsとDemandsとの双方の意味がある。Demandsは直接的に、一方のNeedsには潜在的な要望も含む意味合いがある。人口減少が大幅にみられる場合を除き、通常は数パーセントの減少であり多くの利用者、住民が残る。生活の場がある限り「要求」があり、図書館サービスの廃止は考えられない。

次は図書館の奉仕の場所である。廃止されることはその図書館周辺に在住する人々、特に子どもや高齢者などにとって厳しい環境の変化になる。第2次世界大戦後の世界の図書館政策をリードしてきた英国のライオネル・R・マッコールビン（Lionel Roy McCollvin, 1896-1976）は、UNESCOの公共図書館のマニュアルを執筆して



▲マッコルピン著のUNESCOのマニュアル（彦根市立図書館所蔵）

いる。70年前の基準を“Public library services for children”（Unesco public library manuals : 9, 1957）の中で、図書館の奉仕の箇所について「中央館から分館から1マイル（約1.6キロメートル）内外のうちにどの住民もいるという位置に図書館を」といい、「容易に通えるような交通の便と、さらに安全な道路があること」と説いている。今回の石部地区の幼児・高齢者などは、国道1号線を渡り図書館間の距離2.7キロメートル（徒歩32分）先の甲西図書館へ行くことになり厳しい環境の変化となる事例である。

地域図書館活動での学びと協働

次に、地域の図書館運動で、どう行動すべきかを考えたい。最近の事例を収録した『滋賀から問う！“ひまわり号”から50年、日本の図書館の現状は？』（滋賀の図書館を考える会、2016.1）が活動の参考になる。大津市での民営化導入の具体的な動きが出始めた時期から、中止に至るまでの状況を乾京子氏（大津市：じゃりんこ文庫）が詳細に綴った「大津の図書館で起こったこと」に報告されており、これにより貴重な地域図書館活動の学びと協働の実態を知ることができる。

この当時の滋賀での外部委託や民営化の導入の話は、（その1）2010年の草津市で外部委託を検討する懇談会が発足したが、草津市の友の会などの活動によりこの導入は中止された。次に（その2）2013年ころ大津市での民営化の話に続くのである。

さかのほれば、このような背景の中で2014年に草津の後藤・朝倉・土居・早田の各氏の呼びかけで「滋賀の図書館を考える会」が発足した。この会は、勉強会を開き、機関誌『点』（創刊2014.9～終刊・第22号2020.9）を発行し、県内図書館職員の全員へ、さらに自治体・館界関係者等へ配布された。『点』の巻頭や主要な論考の多くを前川恒雄氏が務めていた。大事な活動のひとつに2015年3月に「自治体首長、教育長、議会あてに、指定管理者制度などを導入しないよう要望書を提出したこと」が挙げられよう。

こうした中で大津市の民営化の問題が起こり、2015年1月に滋賀の図書館を考える会の中の有志による「図書館を考える会大津市民の会」が発足した。大津市民の会の最初の勉強会（2月8日）で、講師・前川恒雄氏は、図書館の役割と利用者の関係の学びの中で常に例えられるマッコルピンの言葉から「図書館は、需要があって供給するものではなく、まず、供給することによって需要が生まれる」という性格があると図書館の存在意義を紹介し、ここから活動は始まる。最近の研究、斎藤仁史氏著『「供給が需要を生む」の史的探究』（『國學院大學北海道短期大学部紀要』第36巻、2019.3）に、マッコルピンの言葉の歴史的追求がなされているので関心のある方は参照されたい。

大津市の民営化問題は、2015年11月5日の大津市長の「直営の継続」の発表で終結した。こうした経緯をみれば草津友の会、滋賀の図書館を考える会や大津市民の会などの方々と図書館関係者の協働の大切さを知ることができる。

湖南省図書館廃止案が否決されたその10日後の2023年10月23日には、大津市で有志による故前川恒雄氏（1930年10月9日～2020年4月10日）を追悼する「前川さんの志を継ぐ」会が開催され、先人の志を継承する誓いの集会があったことも報告しておきたい。これらの日常の活動が、地域

の図書館や図書館人にとって最も大事な図書館の学びや協働の場であることを心に留めおきたい。



▲滋賀の図書館を考える会編集・発行冊子（彦根市立図書館所蔵）

図書館の存続を求めることは

最後に、図書館の存続を求める本質的なところについて、私なりの思いを少し明確にしておきたい。

本稿で先に「住民の知る自由」と書いたが、『「図書館の自由に関する宣言 1979年改訂」解説 第3版』（日本図書館協会図書館の自由委員会編、日本図書館協会、2022）の23ページの「2.3 知る自由と図書館の自由 - 前文の1 -」の中で、宣言の1979年改訂では、「明確に図書館の自由の根拠が日本国憲法で保障されている基本的人権の規定にあることを表明した」と解説している。

民主主義国家である日本において、「図書館の自由に関する宣言」では、「図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもっとも重要な任務とする。」と規定されている。この湖南省の事例をも含め、憲法の理念を基本に、思考と活動を積み重ねていって欲しいと願っている。（あまたに しんしょう）

滋賀図書館情報学研究所

[NDC10 : 016.2161

BSH : 図書館(公共) - 湖南省]

愛知県立高校への学校司書配置の問題点

杉浦良二

1984年に国語科教諭として愛知県に採用され、定年退職後に再任用教諭となって4年目に入った。この41年間に勤務した7校のうち、退職後に勤務した熱田高校と愛知総合工科高校には、学校司書がいなかった。それは、愛知県教育委員会が、正規職員として学校司書を配置していないからである。

熱田高校では、かつては臨時的任用（非正規雇用の常勤職員）の教育職実習教員が専任の学校司書として勤務していたが、クラス減に伴う定数減の際に雇用が継続されず、残った正規職員の実習教員が理科専任の継続を希望したことから、学校司書不在となっていた。愛知総合工科高校では、2016年の開校以来、学校司書不在の状況が続いている。現在勤務している名古屋工科高校では、かつて司書資格を持つ正規雇用の行政職事務職員が学校司書として勤務していたが、その退職後に後任が配置されず、臨時的任用の教育職実習教員が、理科と兼務で学校司書の業務を担当している。なお、実習教員とは、愛知県高等学校教職員組合（愛高教）実習教員部の取り組みによって、法令上の「実習助手」に代わって使用されるようになった呼称である。

すべての愛知県立高校に学校司書がいらないわけではない。かつては、司書資格を持つ行政職の学校司書が、伝統校を中心に勤務していた。その中には、愛高教司書部に所属して、学校司書制度確立をめざして活動した方もいた。しかし、そのほとんどが退職してしまい、その後任が配置されず、愛高教司書部も弱体化

していった。

また、教育職実習教員が学校司書の業務を担当する学校が多数存在しているが、その多くが臨時的任用で、理科との兼務も少なくない。正規職員の場合は、学校司書としての採用ではないために、異動先の状況によっては、学校司書を継続できないこともある。臨時的任用の場合は、同一校で学校司書を続けることができるが、一年契約を繰り返す不安定な身分である。

これは、愛知県教育委員会（県教委）が学校図書館に関して前例を踏襲するだけの消極的姿勢に終始して、教職員定数内で配置される実習教員の勤務に関しては、各学校の判断に任せているからである。すなわち、学校図書館を重視する学校では、配置された理科の実習教員に学校司書の業務を担当させるし、そうでない学校では、学校司書を置かずに教員のみで学校図書館を運営するということである。

愛高教司書部としては、上部団体の全日本教職員組合（全教）学校司書部にならって、県教委に対して「すべての学校に専任・専門・正規の学校図書館職員の配置を！」の要求を続けているが、実現の見通しは全く立っていない。むしろ、現場の実感としては、無配置校や非専任・非専門・非正規の学校司書が増加している。ただし、その詳細については確認できていない。

ちなみに、文部科学省の令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」（2020年5月1日現在）によれば、公立高校における学校司書配置率は、全

国平均が66.4%、愛知県全体では38.2%だった。県教委に確認したところ、愛知県立高校は42.7%だった。

筆者は、かつて存在した経験年数による特例によって、1科目2単位のみで司書教諭講習を修了したが、それでは不十分だと考え、日本図書館協会などの会員となって研修を積んできた。また、自己啓発等休業により愛知淑徳大学で図書館情報学を学び、さらに、大学院修学休業により愛知教育大学大学院で学校図書館について研究してきた。昨年度は、久しぶりに各種研究会に参加する機会を得て、改めて愛知県の現状に危機感を覚えた。

現在の状況とは異なり、1950～60年代には、専任司書教諭を一部の高校に配置するなど、愛知県は学校図書館に関して先進的であった。その転換点は、仲谷義明教育長（後に知事を二期務めた）のもとで進められた「教育の正常化」によって、愛高教の組織率が低下したときであると私は考えている。『素直に生きて：仲谷義明遺文集』（1992 仲谷貞子）掲載の年譜によれば、仲谷義明が教育長だった時期は1969年から1974年、その後、1975年から1983年まで知事を務めている。

1968年開校の東郷高校を先駆けとして1970年代から80年代にかけて設立された「新設校」では、いわゆる「管理教育」が行われていた。その状況については、『禁断の教育』（宇治芳雄 1981 汐文社）・『虚構の教育』（宇治芳雄 1982 汐文社）・『教育の犯罪：愛知の管理教育』（有賀幹人 1983 国土社）・『教育工場の子どもたち』（鎌田慧 1984 岩波書店）などが紹介している。

1981年に愛高教司書問題対策委員会（現司書部）の問題提起によって全国的な話題となった「禁書問題」は、「教育の正常化」を進めようとする教育行政と愛高教との対立によって生じたものであろう。おそらく、1975年に結成された「新設高校教育推進連絡協議会」、および、1981年に結成

された「日本教育会愛知県支部」の中で、学校図書館から愛高教の影響力を排除したいとの考えが共有されたことが原因となったものと推測される。その後、事務職員削減の流れの中で、県教委は行政職学校司書の退職後に後任を配置しないことによって、結果的に愛高教司書部の運動を弱めることに成功して現在に至ったと言えるだろう。ただし、このことを裏付ける資料は確認できていない。なお、禁書問題については、『図書館の自由に関する事例33選』（1997 日本図書館協会）の中で、「5 愛知県立高校図書館における選書への介入」として紹介されている。また、「日本教育会愛知県支部」は、他県と異なり、管理職以外の一般の高校教諭が多数加入しているが、このことが愛高教の弱体化につながった。なお、「日本教育会愛知県支部」については、『日本教育会愛知県支部十年誌』（1990 日本教育会愛知県支部）を参照した。

愛知県の学校図書館が先進的であった1950年に発足した愛知図書館協会は、当初は公共図書館・大学図書館・学校図書館が会員となり、学校図書館担当の県教委指導主事嶺光雄が理事となるなど、現在とは全く異なる組織だった。嶺光雄については、拙稿「学校図書館政策における指導主事の役割：愛知県教育委員会・嶺光雄の事例から」（『学校図書館学研究』第16巻 2014）を参照されたい。

その後、1963年に各学校を会員とする愛知県学校図書館研究会が愛知図書館協会に団体加入する形となり、さらに、2002年に分離独立して現在に至っている。

愛知県学校図書館研究会は、司書教諭や学校司書が個人で会員となることはできず、校長会の意向によって選任された役員が運営している。そのために、時として学校図書館の経験を持たない校長が役員となることもある。このことが、愛知県立高校の学校司書配置率の低さにつな

がっていると私は考えている。

愛知県学校図書館研究会については、『創立20周年記念誌』（1983）・『創立30周年記念誌』（1994）・『創立40周年記念誌』（2003）・『学校図書館研究紀要』（No.55 創立50周年記念号 2014）によって確認した。

この状況を変えるためには、どうすればよいだろうか。この状況を問題だと考える当事者が、図書館関係団体の会員となって行動することが必要である。理想を言えば、日本図書館協会の会員となることが望ましいが、会費の負担が重いと感ずる場合は、個人会員の年会費が1,200円の愛知図書館協会、または2,000円の中部図書館情報学会に加入するとういと思う。この二つの組織から県教委に対して学校司書配置を要求していくことができれば、状況の改善につながるのではないだろうか。

再任用の期間も残り2年となった。少しでも状況を改善できるように、行動していきたいと思う。

（すぎうら りょうじ：愛知県立

名古屋工科高等学校再任用教諭）

[NDC 10 : 017

BSH : 1. 学校図書館 - 愛知県

2. 図書館員]

『図書館雑誌』バックナンバーのご案内

(定価は税込み。各号の在庫状況については、出版販売係 ☎03-3523-0812に直接お問い合わせください)

◆2022年1月号 (Vol.116 No.1) 特集=トピックスで追う図書館とその周辺	1,026円
◆2022年2月号 (Vol.116 No.2) 令和3年度(第107回)全国図書館大会山梨大会ハイライト	1,026円
◆2022年3月号 (Vol.116 No.3) 特集=図書館と命名権(ネーミングライツ)	1,026円
◆2022年4月号 (Vol.116 No.4) 特集=広がる広げる 子どもの読書環境としての公共図書館の今	1,026円
◆2022年5月号 (Vol.116 No.5) 特集=電子書籍と公共図書館-非来館型サービスとしての電子図書館	1,362円
◆2022年6月号 (Vol.116 No.6) 特集=図書館の広報を考える	1,026円
◆2022年7月号 (Vol.116 No.7) 特集=図書館の話題アラカルト	1,026円
◆2022年8月号 (Vol.116 No.8) 特集=認知症にやさしい図書館を目指して	1,362円
◆2022年9月号 (Vol.116 No.9) 令和4年度(第108回)全国図書館大会群馬大会への招待	1,026円
◆2022年10月号 (Vol.116 No.10) 特集=大学にある児童図書館(室)	1,026円
◆2022年11月号 (Vol.116 No.11) 特集=図書館と個人文庫・文学館	1,026円
◆2022年12月号 (Vol.116 No.12) 特集=「情報活用能力」-学校教育と図書館の未来をつなぐ/ 小特集=IFLA グブリン大会レポート	1,362円

*

◆2023年1月号 (Vol.117 No.1) 令和4年度(第108回)全国図書館大会群馬大会ハイライト	1,026円
◆2023年2月号 (Vol.117 No.2) 特集=トピックスで追う図書館とその周辺	1,026円
◆2023年3月号 (Vol.117 No.3) 特集=図書館の空間をデザインする	1,026円
◆2023年4月号 (Vol.117 No.4) 特集=コロナ後の図書館員の学び・交流	1,026円
◆2023年5月号 (Vol.117 No.5) 特集=県立図書館は今	1,362円
◆2023年6月号 (Vol.117 No.6) 特集=既存図書館のリニューアル	1,026円
◆2023年7月号 (Vol.117 No.7) 特集=図書館の話題アラカルト	1,026円
◆2023年8月号 (Vol.117 No.8) 特集=図書館と展示-資料から広がる世界	1,362円
◆2023年9月号 (Vol.117 No.9) 特集=図書館のビジュアルアイデンティティ	1,026円
◆2023年10月号 (Vol.117 No.10) 令和5年度(第109回)全国図書館大会岩手大会への招待	1,026円
◆2023年11月号 (Vol.117 No.11) 特集=表現する図書館員-書くことのすすめ	1,026円
◆2023年12月号 (Vol.117 No.12) 特集=2023年学校図書館の今 そしてこれから/ 小特集=IFLA ロッテルダム大会レポート	1,362円

*

◆2024年1月号 (Vol.118 No.1) 特集=トピックスで追う図書館とその周辺	1,026円
◆2024年2月号 (Vol.118 No.2) 令和5年度(第109回)全国図書館大会岩手大会ハイライト	1,026円
◆2024年3月号 (Vol.118 No.3) 特集=書店×図書館の可能性	1,026円
◆2024年4月号 (Vol.118 No.4) 特集=移動図書館のいま	1,026円
◆2024年5月号 (Vol.118 No.5) 小特集=図書館は生成 AI をどのように利用できるか	1,362円
◆2024年6月号 (Vol.118 No.6) 特集=座談会 中堅図書館員しごとを語る -あらたに図書館員になった方たちへ	1,026円

協会通信

常任理事会

日時：5月9日(木) 14:00～15:40
会場：日本図書館協会504会議室、
Web会議 (Webでの出席は「W」と記載)

出席常任理事：植松貞夫 (理事長)、
鈴木隆 (副理事長)、岡部幸祐 (専務理事兼事務局長兼出版部長)、海老根裕 (専務理事)、植村八潮 (常務理事)、杉本重雄 (常務理事)、曾木聡子 (常務理事兼総務部長)

列席理事：関根美穂 (国立国会図書館)、角田裕之 (図書館情報学教育委員会)、本木正人 (大学図書館部会：W)、深水浩司 (専門図書館部会：W)、高橋恵美子 (学校図書館部会：W)、久野高志 (短期大学・高等専門学校図書館部会：W)

欠席常任理事：成瀬雅人 (常務理事)
列席監事：中山勝文、中山司朗 (W)

＊

1. 会議成立要件の確認

岡部専務理事兼事務局長兼出版部長 (以下「事務局長」という) より、議事に先立って、会場及びZoom上の画面で本人の出席を確認し、出席者が定足数を満たし会議が成立することが確認された。

2. 開会宣言・理事長挨拶

植松理事長 (以下「理事長」という) より、開会が宣せられた。

＊

〈協議・報告〉

1. 公益社団法人日本図書館協会定款の改正について

事務局長より、資料に基づき説明があった。代議員定数等検討委員会 (以下「検討委員会」という) の「報告書 (最終補訂版)」により、理事会へ提出された改正案に基づき定款の改正を行うものである。改正箇所としては、代議員定数、代議員選出に係る第13条を中心として、第14条及び

第15条についての改正も行う。改正の手続きについては、理事会で改正案を審議した後、2024年度通算第1回代議員総会において意見をいただく。定款改正については、公益認定等委員会への手続きが必要であることもあり、また、会員にも周知をした上で改正をする必要もあると思われる。第1回の代議員総会で改正の決を採るのではなく、そのような手順を踏んで2024年度通算第2回代議員総会において正式に決定することとしたい。具体的な変更内容については、新旧対照表のとおりとなる。なお、この定款の改正案は、検討委員会での検討段階で顧問弁護士のチェックを済ませており、その意見を反映させた上で作成されたものである。

質疑や意見の確認の後、理事会へ諮ることとした。

〈主な意見など〉

理事長：定款の改正案は、これまで何回か見ていただいている。取り扱いについては、今回の常任理事会では、理事会に諮る改正案として決定する。理事会で改正案を審議し、それを6月の通算第1回代議員総会に諮ることとし、その後、公益認定等委員会と手続き等の打ち合わせを行った上で、代議員総会で決定するという段取りになる。資料のような改正案で次回の理事会に諮ることとしてよろしいか。

中山 (司)：定款の書き方について、疑問に感じるところがある。新旧対照表の第13条の第3項の(4)である。改正案では「(4)本項により」と書いてあるが、その「本項」の部分は、(1)(2)(3)の三項を指していると思うので、「本項」という表現だと(4)も(5)も含むかのように取ることもできる。書き方として疑問の余地がある。もう一つは(5)について、「その他代議員選挙を行うために必要な事

項は別規程をもって定める」とあるが、旧定款ではこの部分は「理事会が定める」と明記されている。そのため「代議員総会ではなく、理事会で決定される」ことが判然とする。ここは旧定款のような記述がよろしいのではないかと考える。以上2点を指摘しておく。

事務局長：まず1点目はご指摘の通りである。「第3項(1)から(3)により」のような限定的な書き方にした方がよいと考える。2点目については、この改正案をご検討いただいた検討委員会の元副委員長である深水理事にご意見を伺いたい。

深水：2点目のご指摘について、「理事会」という表記にすることも委員会の中で意見があった。規程を定めることは、理事会の権限とされているので、最終的にこのような表現に落ち着いた。

理事長：「規程」は、すべて理事会によって決定されるという理解でよろしいか。

事務局長：そのように定められている。

深水：定款に規定されているが、規程等を定めるのは理事会の仕事になっている。そこで十分判るのではないかとというのが最終的な委員会の判断である。

事務局長：この部分については理事会でもご意見をいただくことにしておいてはいかか。あくまでもこれは検討委員会の改正案を基に提案している。理事会で修正のご意見が出ることは十分推測される。この常任理事会で議論するよりは理事会で審議し、修正する方がよろしいのではないかと考える。

深水：書き方等に関しては今後も変更があるだろうということを前提に、委員会としても最終案を提出している。一度理事会に諮っていただき、変更が必要であるということ

あれば、変更すれば良いのではないかと考えている。

理事長：他の方から意見はあるか。

高橋：本日の段階ではそれで良いのではないかと思う。

理事長：今ご意見いただいた点については、理事会にお諮りしたい。また、代議員総会でも意見があることと思う。いずれにしても、決定するのは先になるので、検討を重ねていくことにしたい。

2. 公益社団法人日本図書館協会代議員選挙規程の改正について

事務局長より、資料に基づき説明があった。定款の改正に伴い、代議員選挙規程における必要な改正を行い、併せて代議員選挙を実施するにあたりこれまで不明確となっていた箇所での改正も行う。改正箇所は、定款第13条の改正に平仄を合わせる改正のほか、第4条（選挙区）第3項、第13条（委員会の業務）、第19条（施設等選挙区の特例）、第24条（代議員の資格喪失）、第25条（補欠の代議員）第4項の改正となる。規程の改正は、理事会で決定できるということになるが、丁寧に改正を行うということで、2024年度通算第1回代議員総会に提示してから、第2回理事会で最終的に決定することとしたい。

質疑や意見の確認の後、代議員総会に諮ることで異議なく承認された。（主な意見など）

鈴木副理事長（以下「副理事長」という）：定款の改正は、2025年3月の第2回代議員総会で正式に決定されるということだが、代議員選挙規程改正の手続きが第2回理事会で行われると、「附則」の施行日に注意を払う必要がある。

定款の改正前に、代議員選挙規程を改正して施行すると、齟齬が生じる。施行日を定款と同一日としないと、整合性が取れないのではないかと。理事長：「附則」の施行日については、定款の改正に揃えるということでは、理事会にお諮りしたい。

3. 2023年度公益社団法人日本図書館協会事業報告について

副理事長より、説明があった。2023年度事業報告については、理事会に諮る必要があるが現在作成中である。また、委員会による研修セミナーの開催日、参加者人数等の報告がなかった部会・委員会については、確認のため連絡を行っている。

来週早々に事業報告案を提示するというので了承された。

4. 2023年度公益社団法人日本図書館協会決算について

事務局長より、資料に基づき説明があった。貸借対照表における「資産の部」の「流動資産」の合計が当年度94,202,061円であり、前年度に比べて1,859,588円の減少である。現金預金の減が大きいためであるが、これは会費請求システムの変更により、会費の徴収が遅れたことの影響もある。流動資産、固定資産の合計である「資産合計」は973,799,850円であり、前年度より29,657,837円減少した。資産の減が大きいように見えるが、リース資産の減も含んでいる。「負債の部」の「負債合計」は、144,350,072円であり、リース資産の減に対応する、リース債務の減もあり、前年度に比べて24,769,714円減少した。最終的な「正味財産合計」は829,449,778円であり、「負債合計」と「正味財産合計」を合わせると973,799,850円であり、資産合計と一致する。正味財産は前年度と比べて4,888,123円の減となっており、当協会の財産が減少している。「正味財産増減計算書」では、「経常収益計」は226,783,454円であり、前年度と比べ、992,386円の若干の減収である。対して「経常費用計」は240,507,333円であり、前年度に比べ、9,709,244円増加している。収益と費用の差を示す「当期経常増減額」は、▲13,723,879円で赤字決算となった。

費用が増加した要因としては、コロナ禍が収束していろいろな活動が対面で行われるようになったことに伴い、全国図書館大会等の費用や旅費交通費が増えているということが挙げられる。「期末棚卸」が前年度比

で増加しているが、これは在庫が減ったということで、本来であれば「出版事業収益」の金額もその分増えているべきだが、約448万円の減となっている。一方で、協会の収益の柱である「受取会費」「事業収益」が減少しているが、「受取寄附金」が約173万円の増、「広告宣伝収益」が約187万円の増となっており、「受取会費」「事業収益」以外の部分が増えている。今後は、収益構造の多様化を図り、「受取寄附金」「広告宣伝収益」等も増やしていくことが必要であり、その道筋が見えつつある。以上のように、全体としては非常に厳しい決算内容となっている。なお、この決算は、公益法人認定基準の財務4規準には適合している。5月14日、15日に行われる監事による監査を受ける予定である。

質疑や意見の確認の後、全員の賛成により異議なく承認された。

5. 2024年度通算第1回（定時第1回）代議員総会の開催について

事務局長より、資料に基づき説明があった。2024年6月13日（木）、第1回代議員総会を対面・オンライン併用のハイブリッド出席型方式により開催する。会場での参加の他、会場に来場できない場合は、Web会議システムを活用した「バーチャル出席」の方法により代議員総会に出席することを可能とする。「バーチャル出席」の代議員は、会場参加と同様に議決権を行使できる。開催場所は、①会場：日本図書館協会会館2階研修室、②Web会議システムとなる。議案は、定款の改正、代議員選挙規程の改正、欠員及び補欠理事の選出、2023年度決算及び監査報告であり、報告事項としては、2023年度事業報告、第110回全国図書館大会長崎大会についてを予定している。また代議員総会の開催途中において、停電等で継続不可能と判断をするような緊急事態が起こった場合への対応として、総会続行の日程等について代議員総会冒頭に決議を行うことで、改めて招集の手続きを行うことなく継

続の総会を開催できるようにする。続行の日時は、6月20日(木)13時からを予定する。ハイブリッド出席型で開催する都合から、傍聴については会場に限り可能とする。ただし、後日、会員限定で代議員総会の録画配信での傍聴を事前申込制で受け付ける。「バーチャル出席」に関する留意事項は、本人確認や、円滑な議事運営へのお願い、二重出席や議決権の重複行使の禁止、また通信障害や途中退場により議決権行使が確認できなかった場合は棄権と扱うこと等について、文書による案内を行う。

初めての試みであるので、本日すぐにご意見をお聞かせいただくのも難しいかと思う。5月17日をめどに、ご意見があればお願いしたい。

質疑や意見の確認の後、異議なく承認された。

6. 委員の承認について

以下の委員退任・新任等について承認した。

・図書館雑誌編集委員会

【新任】 鷺山 香織(福井県教育庁生涯学習・文化財課)

委員長交代

・健康情報委員会

【退任】 柚木 聖(浦安市立中央図書館)

【新任】 久保田 崇子(埼玉県立熊谷図書館)

7. 共催・後援名義の応諾について

以下の後援1件について承認した。

【後援】

・電流協2024電子図書館セミナー(一般社団法人電子出版制作・流通協議会)

〈主な意見など〉

植村:「電子図書館・電子書籍サービス調査」は、日本図書館協会の協力もあって例年行っているもので、それなりの成果が出ている。今回、セミナーという形で還元していきたいと考えている。

8. 寄附金について

以下の寄附金について、承認した。

・2024年4月1日～4月30日入金分
一般寄附金: 4件 18,000円

指定寄附金: 7件 37,688円

合計: 11件 55,688円

〈主な意見など〉

曾木常務理事兼総務部長: 今後5年間、寄附金控除の対象団体として内閣府より認められた。国の基準では1件3,000円以上の寄附と定義されているため、寄附金額についてのお願い等も今後検討したい。

9. 新入会員の承認について

以下の新入会員について、確認し承認した。

・2024年4月30日現在

個人会員A: 25名

個人会員B: 12名

施設会員B: 1館

10. 報告事項

(1) 学校図書館職員雇用状況調査(自治体向け)報告

非正規雇用職員に関する委員会の委員でもある高橋理事より、資料に基づき説明があった。非正規雇用職員に関する委員会では、学校図書館職員に関する「自治体教育委員会向けの調査」と「学校司書個人向けの調査」の2種類の調査を実施した。今回は前者の「学校図書館職員雇用状況調査(自治体向け)報告」(以下「本調査」という)について報告する。調査対象は、政令指定都市20市、東京23区、政令指定都市以外の県庁所在地の市31市、74自治体を対象として昨年の7月に調査を行った。最終的には70自治体から回答が得られ、4自治体については回答がなかった。本調査の結果は、2024年4月中に公表したかったが、実際に協会のホームページに掲載されたのは2024年5月2日になった。

まずは学校図書館職員の配置率であるが、比較のため、文部科学省(以下「文科省」という)の令和2(2020)年度「学校図書館の現状に関する調査」(令和4(2022)年1月24日修正)の数値も併記している。なお、文科省では令和5(2023)年度「公立学校における学校司書配置状況に関する調査」を行っているが、そちらは調査結果の報告を待つ状況

になっている。本調査では、学校図書館法上の学校司書(委託・派遣・指定管理、有償ボランティア等を除く)を調査上の「学校図書館職員」とした。学校図書館法上の学校司書に関しては、配置率は78.7%という数字になった。ただし、令和5年度「公立学校における学校司書配置状況に関する調査」によると、公立学校のみではあるが、配置率67.3%と公表されている。一方、令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」では配置率63.3%である。二つの調査の配置率と比べると、本調査における配置率78.7%は高いと言えるが、調査対象が比較的財政規模の大きい政令指定都市や、東京23区、県庁所在地であったためと考えられる。

他方で、学校図書館職員が委託・派遣・指定管理の場合の配置率についても記述した。その配置率は11.2%であり、前述の学校司書の職員の配置率と合わせて89.9%と90%近い学校に職員が配置されている。加えて、有償ボランティアの職員の配置は、2.7%であり、全体で92.6%の学校図書館職員が配置されていることがわかる。本調査と同じ時期に読売新聞社が行った学校図書館職員に関する調査では、9割の学校に職員が配置されているとされており、本調査の結果に符号する。

また、最近関心が高い特別支援学校と市立高校の配置率も付け加えた。特別支援学校では、1校専任で置いている学校が少ない傾向があるのに対し、市立高校の場合、中にははっきりしない調査回答があったものの、特別支援学校に比べると、学校規模が大きいということもあって1校専任で配置している割合が高くなっているという特徴がある。

「2 学校司書の兼務の状況」について、文科省が公表した令和5年度「公立学校における学校司書配置状況に関する調査」の中間報告を参考にして表を作成した。ただ、文科省の中間報告では「1校専任」から「6校以上」までしか項目を設けられ

ていないが、本調査で「1校に2名の配置」という回答が結構あった。最近、東京都立高校がまさに会計年度任用職員を1校に2名配置するという事例が出てきていることも考慮に入れ、今後検討が必要であるため、表の項目として掲載することにした。

「4 雇用形態」については、さまざまな雇用形態が存在することが学校図書館の特徴であると言える。正規職員を配置している自治体は7自治体であり、いずれも同時に会計年度任用職員も雇用し、正規職員と会計年度任用職員という形態を取っている。会計年度任用職員もフルタイムとパートタイムがある。フルタイム会計年度任用職員と回答した自治体のうち、問い合わせの結果、実はフルタイムではなくパートタイムであることが判明した自治体も存在する。圧倒的に多いのはパートタイム会計年度任用職員であり、49自治体である。これも学校図書館の特徴だが、一つの自治体で複数の雇用形態を持っているところが多く、そのタイプは二つに分かれる。「直接雇用で2種類以上の雇用形態」があるのは、8自治体である。ただし、表のとおり、同じ会計年度任用職員でも2～3パターンほどの雇用状況があり、それらを加えていくと、複雑になるため、ここでは正規職員配置の7自治体+1自治体という形でまとめた。小中学校と高校の場合には、職名、応募要件、報酬等で異なるものがある自治体も6自治体存在した。「直接雇用+委託・派遣・指定管理」の場合は、3自治体であり、小学校が直接雇用で、中学校が委託・派遣・指定管理の中からいずれか一つ該当というパターンも存在した。

「5 配置形態」については、司書の働き方等、さまざまな状況を考える時、一番重要なのは、「1校専任」の配置である。調査回答の中では1校専任であっても勤務時間が異なるものが存在する点も加味して、それらを良いとされる順番に並べた。特に「1校専任+週5日+1日6時間

以上」として、7自治体を挙げたが、岡山市と那覇市では、正規職員も同時に雇用しているので、7自治体のうち、雇用形態、配置形態の点で最も良いと言える。「1校に2名の配置」の中でも「一部1校に複数名の配置」と回答したのは、5自治体である。鳥取市、松江市の場合は、全体として見ると1校専任なので、良い状態であると言える。ただし、「1校に複数名の配置」としているが、小学校と中学校が一緒になった義務教育学校において、図書館が2か所にあり、それぞれに学校司書を配置している点で、その他の三つの自治体とは事情が異なることに留意したい。

「7 応募要件」については、「直接雇用」「委託・派遣・指定管理」「有償ボランティア」「市立高校」ごとに記載している。「委託・派遣・指定管理」の項目は、「15 委託・派遣等の理由」と関連しており、その中で回答として挙げられた「図書館専門員の安定した配置」「司書の資格を有する職員の配置」等と、応募要件に関連があるかどうかという観点でまとめた。

「9 報酬・昇級」は、「①月給」「②日給」「③時給」に分けて記載した。特に「時給」については、昨年の調査時期（2023年7月）に合わせて令和4年度地域別最低賃金を提示した上で、回答を依頼した。

学校司書の配置状況、働き方にとって大事なのが、「学校図書館支援センター」である。「学校図書館支援センター」の支援があることによって、学校司書が働きやすくなるという実情があるので、「14 学校図書館支援センター」において、一つの項目としてまとめている。全体としては、やはり格差が地域によって非常に大きいのみならず、学校間でもいろいろな意味で格差が大きいのが、学校図書館の非正規雇用職員の特徴であると考ええる。

〈主な意見など〉

植村：大変重要な調査、感謝する。

拝読したが、次にどうつなげるのが肝要である。ただ調査した結果そのものを公表しても、メディアや一般の方には伝わりにくいと考える。問題点を抽出した、リリース資料のようなものがあってもいいのではないか。学校図書館の配置の数字だけでなく、調査の主体である非正規雇用職員に関する委員会としての問題点と、今後どう改善するかという提案がなされている方がよいのではないか。委員会が何かベースを作り、協会名または理事長名で、調査の結果に対する問題点について、特に先ほど聞いた「学校図書館支援センター」があった方がよいというような何らかの提案を公表することに結びつけたい。

高橋：それは全くおっしゃる通りである。今後どういうふうに動いていくかを考えるために調査を行っている。しかし、まずは、「個人向けの調査」のまとめが終わってからでないと、そのような提案の公表は難しい。「個人向けの調査」ではどのような声が出てくるのか。いつまとまるか見通しがつかないくらいの数量の多さなのでいささか困っている。昨年は学校図書館法公布70周年だったこともあり、いろいろな団体からのアピール、意見が寄せられている。その中に「学校の教職員の一人としての配置」という位置付けがある。現段階で調査報告の中には入っていないが、例えば委託・派遣・指定管理の場合、もしくは直接雇用の場合であっても、週に2～3校兼務となると兼務の数が多い点や、「巡回型」のように1人が5校も6校も受け持っていることになる、なかなか「教職員の一人」とは受け取られず、その部分が教員とのコミュニケーションの妨げになっていたり、司書が大変寂しい思いをしていたりするという点が問題点として挙げられる。まだ「個人向けの調査」のまとめはできていないが、以上のような実情を併せた、具体的な要望につながると考えている。

理事長：植村理事がおっしゃるのは、一読して何か読み取れるような、1枚ぐらいでまとめたものを作成する必要があるということかと考える。

植村：この報告のままだと、なかなかメディアが記事にしようとは思わない。協会の活動について上手くアピール、もしくは問題点を的確に公表する等、考えていただきたい。

理事長：他にはいかがか。今すぐ意見が出なくとも事務局にお寄せいただき、高橋理事や委員会でご検討いただくことにしたい。

また私からで恐縮だが、「2 学校司書の兼務の状況」表中の「1校に2名の配置」あるいはそれ以上、の件数を掲載されているのは良いが、例えばつくば市の場合は、既存の別々の場所にある二つの小学校と一つの中学校を一つの義務教育学校、小中一貫校にしている。したがって、その学校司書がそれぞれに配置されるとすれば3人いることになる。このように、校地が分かれている一つの義務教育学校の事例を「1校に2名の配置」あるいはそれ以上の配置という意味で括ると、誤解を生む可能性があることを指摘しておきたい。

高橋：現段階でも誤字脱字の類で気が付いた点が幾つかあり、まとめて

修正したものを修正日を記載して、もう1回提示することになると考えている。

(2) 全国図書館大会長崎大会及び公共図書館部会の理事について

副理事長：2点報告する。1点目は、全国図書館大会長崎大会について、次の理事会の最後に資料を配付し、説明したいと考えている。2点目は、理事の欠員について。公共図書館部会は現在部会長の選出中である。部会長が原則的には、公共図書館の理事として推薦を受けることになっている。これは実際には、6月13日の代議員総会で選出された後に理事に

就任する流れとなるので、次の理事会でも欠員となる旨、ご了解いただきたい。

*

***今後の予定**

・2024年度通算第1回（定時第1回）理事会
日時：2024年5月23日（木）13時30分から

・2024年度通算第1回（定時第1回）代議員総会
日時：2024年6月13日（木）13時から

◆◆

事務局カレンダー

◆◆

*○印の日が事務局のお休みです。

■2024年7月

	日	月	火	水	木	金	土
*	1	2	3	4	5	⑥	
⑦	8	9	10	11	12	⑬	
⑭	⑮	16	17	18	19	⑳	
㉑	22	23	24	25	26	㉔	
㉖	29	30	31	*	*	*	

■2024年8月

	日	月	火	水	木	金	土
*	*	*	*	1	2	③	
④	5	6	7	8	9	⑩	
⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	
⑱	19	20	21	22	23	㉒	
㉓	26	27	28	29	30	㉕	

※8月13日（火）から16日（金）まで、夏季一斉休業のため全館休業します。

編集手帳

今月号の特集は「図書館の話題アラカルト」です。

国立国会図書館の武田和也氏には、近年ニュース等の報道で見聞きすることが多くなったカスタマーハラスメント（カスハラ）対策について、韓国国立中央図書館が2021年に策定した対応業務マニュアルの事例をご紹介します。内閣府の田中裕太郎氏には、官報の電子化について、ご執筆いただきました。図書館の実務に関する事項が解説されており、官報電子化以降のサービスを考える上で参考になります。東京都立図書館の北村智仁氏には、エフェメラと呼ばれる一過性の印刷物に関して論考いただきました。パン

フレット、政治活動のビラ等の印刷物は、時代の風俗や歴史を考察する上で貴重な資料となりうるものですが、扱いの難しさは図書館員として実感する所です。自由学園の菅原然子氏には、創立100周年行事の一環として構築されたデジタルアーカイブについてご紹介いただきました。協力者の意見を踏まえながら、使われるためのデジタルアーカイブを構築した取り組みは、周年事業等で自機関の資料を収集し、保存していく際の参考になると思われます。自治体・大学・企業の三者が連携し、地域の魅力を本にまとめる活動について、普通寺市みりょく本づくりプロジェクト実行委員会にご執筆いただきました。小学生と大学生が試行錯誤しながら、本づくりに取り組む様子が紹介されています。生武崇氏・齋藤森都氏には、名古屋市鶴舞中央図書館が実施した図書館宿泊体験企画「図書館に泊まろう！」について、ご報告いただきました。読書好きの

夢を叶える企画として図書館宿泊企画の先行事例はありますが、鶴舞中央図書館では防災体験も盛り込んだ企画にアレンジした点が興味深い内容になっています。小橋智裕氏には、備前市「まちじゅうどこでも図書館」事業についてご報告いただきました。街の中に個性的なミニ図書館が点在する様子は魅力的で、実際に歩いて見て回りたいと思う方も多いのではないのでしょうか。久保寺容子氏には、歴史ある私立の公共図書館・江北図書館の取り組みについてご紹介いただきました。地域に根差した図書館とそれを支える人々の熱い想いを感じ取ることができる論考になっています。

今月号では、さまざまな館種のバラエティに富んだ事例をご紹介します。今号でご紹介した事例が、新たな企画、日々の業務の参考になれば幸いです。

（宮原柔太郎）

図書館雑誌／8月号予告 (Vol.118 No.8) 特別定価1362円 8月20日発行予定

特集：図書館における「ゲーム」(仮題) 予定内容＝本を読むということ、ゲームをするということ－インタラクティブメディアがもたらす図書館の可能性（井上奈智）、図書館でのゲームイベントの現状と展望（高倉暁大）、図書館資料としてのボードゲーム－福岡県立図書館の事例（高橋依子）、小さな図書館ならではの試み－江津市図書館におけるボードゲーム導入のあらまし（大島久美子・佐々木有香・山崎貴子）、図書館サービスとしてのボードゲーム－図書館流通センターの取り組み、ボードゲーム販売からイベント開催まで（オーレ・ペリー・尾園清香）、公共図書館で行うTRPGの可能性－小都市立図書館における実践例（山口茜）、『TOSHOKAN QUEST』冒険の軌跡（近藤倫史）、学校図書館とゲーム（杉本太志）。以上の特集のほか、〈小規模図書館奮戦記 ⑩村立朝日村図書館〉本と人との出会いを見守ってきた100歳の図書館（菊地照恵）、〈ウチの図書館お宝紹介！ ②明治大学図書館中央図書館〉時を超える古地図の魅力－蘆田文庫古地図コレクション（畑野蘭子）等の連載記事、第40回日本図書館協会建築賞受賞館紹介、2024年度通算第1回（定時第1回）理事会議事録、2024年度通算第1回（定時第1回）代議員総会議事録、2024年度部会総会議事録等を掲載してお届けします。